

- a) 水質および純度の基準は、有益な利用法にしたがって変更しても差し支えないものとする。
- b) 水質汚染管理に関する技術

## 第II章 - 水質の保護と改善

第19条 強制と調整 - 放射性物質、重金属、殺虫剤、化学肥料、油などの危険物質、有毒物質などの生産、利用、貯蔵および販売、および未処理の廃水、鉱石のくず、工業や水産資源にかかる通常の操業、その他の人間の活動の結果としてフィリピンのいずれかの水域を汚染する可能性のある物質、ならびに事故による流出物および廃棄物の処理、排出、廃棄は、それぞれの免許状や権能を付与する法律にしたがって適切な政府機関がこれを規制するものとする。上記の職務の実行において、所管政府機関は国家環境保護審議会と調整の上、行動することを要し、また大統領令第1121号に基づく目標の達成を可能にするため必要な情報を同審議会に提出しなければならない。

第20条 清掃作業 - 水の汚染の原因を自己費用により収容し、除去し、清掃することは汚染者の責任である。当該汚染者がかかる作業を行わない場合には、所管政府機関が、その収容、除去、清掃作業を引き受け、当該作業に要した費用はその汚染に責任のある者および/または組織に請求されるものとする。

第21条 水質の監視 - 環境保護に関係する政府の各機関は、国の必要を満たすに十分な採取場所と採取日程に基づく水質監視網を、実践可能な最大の範囲内において作り上げなければならない。かかる水質監視網は、かような政府機関の能力を最大限に利用するものでなければならない。この監視網に関係する各機関は、何らかの必要性が生じた場合には、その都度かかる監視活動の結果を国家環境保護審議会に報告しなければならない。

## 第III編 - 土地利用の管理

第22条 目的 - 本編の目的は次の通りとする。

- a) 土地とその資源から最大の利益を引き出すために、合理的で秩序正しく、かつ効率的な、土地と資源の取得方法、利用方法および処分方法を規定すること。

- b) 国の必要性と土地資源との間に何らかの不均衡が発生することを防止するため、土地資源の慎重な利用と保存を促進すること。

第 23 条 国の土地利用計画 — 入植（セツルメント）委員会は適切な政府機関と調整の上、本編の目的に合致した土地利用計画を作成し、国家環境保護審議会に勧告することとする。

土地利用計画は特に次の事項を取り入れなければならない。

- a) 科学的な基礎に基づく、技術指向型の、土地の確保および分類制度
- b) 現在の土地利用状況の判定。利用中、不完全利用中、遊休中、放棄中といった判定。
- c) 地域開発、農業、工業、商業、その他の指向分野に関する土地の適合性の正確な包括的判定
- d) 規制外の開発が、重要な歴史的、文化的、または美的な価値、あるいは、国家的にみて重要性を持つ自然の仕組みや過程に修復不能な被害を引き起こしかねない場所の特定方法
- e) 環境上決定的重要性のある地域や、空港、高速道路、橋、港、埠頭、建物、その他の社会基盤構造となるプロジェクトを含むかつ、それらに限定されない公共施設が設けられた地域における、土地利用について適切な政府機関が行う規制実施方法
- f) 地方における規制に基づく地域開発と土地利用に対する配慮を確実にする方法
- g) 新たな地域社会の立地条件に影響を及ぼす政策と、新しい地域社会周辺の土地利用への適切な規制を確実にする方法
- h) 地域活動や開発活動に関する監督と規制のシステムで、適用すべき何らかの環境汚染規制や違反するような場所に汚染源が設置されることが絶対にならないように作られたシステム
- i) 変化する状況に適応するため、国の土地利用計画を定期的に改訂、更新する方法の推奨案

第 24 条 工業の立地条件 - 工業、工場、生産設備、倉庫、および類似の工業設備の立地条件に関し、規制力、または強制力を有する政府機関は、当該設備の社会的、経済的、地理的、および重要な環境上の影響を考慮しなければならない。

#### 第IV編 - 天然資源の管理と保護

第 25 条 目的 - 本編の目的は次の通りとする。

- a) 国の天然資源から最適の利益を得つつ、それを今後の世代のために保存しておくために、国の天然資源の管理と保護についての基本方針を定めること。
- b) 前述の方針を効果的に実行するための一般的な手段を定めること。

#### 第 I 章 - 漁業と水産資源

第 26 条 運営方針 - 国の政府は、天然資源の最適かつ継続的な生産性を維持し／または強化するため、天然資源省を通じて、フィリピン領海内の漁業と水産資源を合理的に開発する制度を設定し、それに対する市民の参加を奨励する。

第 27 条 合理的な開発のための手段 - 漁業およびその他の水産資源の合理的な開発のための手段には、次のものが含まれる。ただし、これらに限定されることはないものとする。

- a) 要員と開発費用を引き受けること。
- b) 必要な施設や設備を取得すること。
- c) 魚や他の水産資源で絶滅のおそれのある種の市場での販売を規制すること。
- d) 漁業や水産資源の開発に関する現行のすべての規則や規制を、体系的かつ効果的に施行するためのガイドラインを設定するという観点から再検討すること。および、
- e) 魚や他の水産資源にとっての保護区域として役立っているマングローブ地帯、沼地、内陸水系、珊瑚礁、ならびに島岐などを保全することと並んで、亀、海蛇、鰐、珊瑚のような魚や水産資源のうち消滅しつつある種を保護すること。

## 第II章 - 野生動物

第 28 条 運営方針 - 国の政府は、天然資源省を通じて、野生動物資源の合理的な開発と保護の制度を設定し、その継続的な生産性の維持および／または強化への市民の参加を奨励する。

第 29 条 合理的な開発のための手段 - 野生動物資源の合理的な開発のための手段には、次のものが含まれる。ただし、これらに限定されるものではない。

- a) 絶滅のおそれのある野生動物資源の市場販売を規制すること。
- b) 野生動物資源の開発に関する現行のすべての規則や規制を、体系的かつ効果的に施行するためのガイドラインを設定するという観点から再検討すること。および、
- c) 絶滅のおそれのある動物の種の保存、再生産率の引き上げ、それらの原生息地の維持、生息地域的人為的操作、袋／びくの制限の決定、ある特定の地域の生育可能限度に関連する頭数の統制、無差別および／または破壊的な方法の捕獲または狩猟を禁止すること。

## 第III章 - 森林および土壌の保存

第 30 条 森林の管理の方針 - 国の政府は、国の森林資源に常に最高の生産性を持たせておくために、天然資源省を通じて、森林資源の合理的な開発制度を企画し、その制度への市民の参加を奨励する。

第 31 条 森林資源の合理的な開発の手段 - 森林資源の合理的な開発の手段には、次の事項が含まれる。ただし、これらに限定されることはないものとする。

- a) 絶滅のおそれある森林資源の市場販売を規制すること。
- b) 森林資源の開発に関する現行のすべての規則や規制を、その体系的かつ効果的に施行するためのガイドラインを設定するという観点から再検討すること。
- c) 繁殖率を上げることと並行して、絶滅のおそれある植物の種を保存すること。たとえば、破壊的な開発方法の禁止、変種の形成、耕作地をたえず変えること、乏しい

森林生産物の無差別の収穫を禁止すること、また廃棄物の再生方法を検討すること。  
および、

- d) 植林による森林の再生について継続的に努力すること、たとえば、森林地の状況改良、森林の保護、土地の分類、森林占有地の管理、農林業、植物の種の管理、農林／変種形成の管理、産業植林、公園および野生動物の管理、森林の多面的な利用、樹木の管理および森林の調査を行うこと。

第 32 条 土壌の保全に関する管理方針 — 国の政府は、天然資源省および農業省を通じて、重要な河川流域の特定と保護、科学的な耕作技術の奨励、物理的および生物学的な土壌保全方法、ならびに効果的な土壌保全のための短期的および長期的な調査や技術の推進を含む土壌保全計画の作成を含めた土壌保存計画を同様に作成すべきものとする。

第 33 条 肥料や殺虫剤の使用 — 農業における肥料や殺虫剤の使用は、その使用の許容レベルを定めて規制されなければならない。それらの使用は、効果的な規制を行うための経験上のデータを提供するよう、適切な政府機関が監視することが必要である。

#### 第IV章 — 洪水の制御と天災

第 34 条 洪水制御計画による措置 — 現行の法律の関連条項に付け加えて、土壌の浸食、沈殿、洪水を制御する計画の中に、次の各項目を組み入れることが必要である。

- a) 河川の土手、湖岸、海岸の土壌浸食の管理、抑制
- b) 河川や湖への水の流れと、そこからの大量の流出入の管理、抑制
- c) 水の保全。ただし本条の運用上、水の保全は動きのある状態の水を意味し、貯留水を含まないものとする。
- d) 魚業および野生動物にかかる需要およびその他自然の水のレクリエーション用の利用。
- e) 他の目的に利用する自然水の水質とその利用の可能性に影響を与えられる範囲の自然の水のせき止め、分水、取水、および利用を管理、抑制する措置。

- f) 自然水と土壌の保存に関連する事項の研究を促進する措置と、そこで得られた知識の利用。

第 35 条 天災の破壊的な影響を軽減する措置 — 天災の破壊的な影響を軽減または防止する大いに有効な何らかの成果を生み出すために、国の政府は、フィリピン大気・地球物理・天文学管理局を通じて、天候の変化、台風、地震、津波、高波、その他南国的な自然現象についての、集中的な、かつ関連の研究の努力を促進するものとする。

#### 第V章 — エネルギー開発

第 36 条 基本方針 — 国の政府は、エネルギー開発会議を通じて、環境保護政策と相矛盾することなく、太陽熱、風、潮のエネルギーのような恒常的なエネルギー源の利用を促進するエネルギー開発プログラムを実施するものとする。

第 37 条 エネルギー開発のための手段 — エネルギー開発プログラムのための手段には、次のものが含まれる。ただし、これらに限定されるものではないものとする。

- a) 恒常的なエネルギー源を利用する実験工場を設立すること。
- b) エネルギー開発のための技術者の教育を行うこと。および、
- c) エネルギー開発のための開発技術を目標とする研究を行うこと。

第 38 条 エネルギー開発についての安全措置 — エネルギー開発による環境への悪影響を防止し緩和するための規則および規制を公布すべきものとする。この目的のため、所有または管理の主体が民間または政府のいずれの組織体であるとを問わず、地熱エネルギーの利用を調査する原子力施設およびその他の施設はすべて次の事項を実行しなければならないものとする。

- a) 国際的に承認された安全基準を遵守すること。および、
- b) 周辺地域社会のみならず当該施設の職員の健康と福利を保障するための安全装置を備えること。

## 第VI章 一 地表の水、および地下水の保全と利用

第 39 条 管理方針 一 現行の法律に加えて、国の政府は、全国水資源審議会を通じ、他の適切な政府機関と調整の上、フィリピンの水資源の質の保全と改善のための措置を定め、水の汚染の防止、抑制、軽減措置を講じなければならない。

## 第VII章 一 鉱物資源

第 40 条 管理方針 一 国の政府は、天然資源省を通じて、鉱物資源の有効な開発、ならびに合理的、かつ効果的な利用制度を実施し、その努力に対する市民の参加を促進しなければならない。

第 41 条 鉱物資源の開発と利用のための手段 一 鉱物資源の有効な開発、ならびに合理的かつ効果的な利用のための手段としては、次のものが含まれる。ただし、これらに限られることはないものとする。

- a) 鉱物資源に関する技術の研究と開発を増進すること。
- b) 地質学、地球物理学、探掘技術、および関連分野で必要な技術関係の人材をさらに養成すること。
- c) 特定の鉱物埋蔵地の開発を規制すること。
- d) 未発見の鉱床の開発を促進すること。および、
- e) 金属を精製する処理工場の設立を促進すること。

## 第V編 一 廃棄物の管理

第 42 条 目的 一 本編の目的は次の通りである。

- a) その有効性を確実にするための観点から、廃棄物の管理についてのガイドラインを設定すること。

- b) 廃棄物と廃棄物の製品の回収、再生利用および、再利用により環境の破壊と、国の貴重な資源の不必要な喪失を防ぐため、技術的、教育的、経済的および社会的な努力を振興し、促進し、かつ刺激すること。
- c) 安定的な、効率的な、包括的な、かつ効果的な廃棄物の管理を確立するについて、適切な政府機関を指導し、督励する方策を講ずること。

## 第 I 章 - 強制とガイドライン

第 43 条 廃棄物管理プログラム - 廃棄物管理プログラムの作成とその実行が、あらゆる州、市、および自治体に要求される。地方政府および地域開発の所管省が、廃棄物管理プログラムの作成と確立のためのガイドラインを制定すべきものとする。

廃棄物管理プログラムにはすべて次の事項を含んでいなければならない。

- a) 関連する部門の必要性と調和した、秩序だった運営システム。
- b) あらゆる種類の汚染をも作りださず、また公害とならないような運営に関する規定。
- c) 廃棄物の安全かつ、衛生的な処分のシステム。
- d) 大気、水または天然資源の開発、利用、保護に影響を与える現行の計画に対して配慮された規定。
- e) 見積り費用を添付した、計画の開発、設定、運営を実行する日程と方法。および、
- f) その効果的な実施を確実にするための、計画を定期的に修正する規定。

第 44 条 地方政府の責任 - 各州、市、自治体は、関連の他の政府機関と調整の上、その管轄内の廃棄物の回収、輸送、処理、処分を容易にするための方策を立てることが必要である。このために、国の政府は、国家環境保護審議会を通じて要請が行われた場合には、同審議会が規定する諸条件にしたがって、地方政府に対して必要な補助金を支給するものとする。



## 第II章 一 固形廃棄物の処分の方法

第45条 固形廃棄物処分 一 固形廃棄物の処分は、衛生的な埋め立て、焼却、堆肥化、その他所管の政府機関により承認された適切な方法によらなければならない。

第46条 衛生的な埋め立て 一 民間の個人、会社、または組織体をも含め、地方政府は、1カ所または複数の衛生的な埋め立て地を運営し、または運営を計画することができる。衛生的な埋め立て地の運営を計画する組織体は、特に予定される作業地の地図、ごみ、くず、その他の廃棄物を処分する区域、ならびにその運営を実行するために必要な装置や機械を表示した運営計画を、所管の政府機関に提出しなければならない。いかなる場合にも、本条に基づく埋め立て地や作業地は、現行の規則や規制に違反して、その全地域にわたり、そのいずれの部分も、海岸線、または河川の堤防や湖岸に沿って配置されてはならない。

第47条 焼却および堆肥化工場 一 焼却および堆肥化工場の設置または建設、あるいはその設備の一部の変更／修正は、全国公害管理委員会と調整の上で行われる関連の地方政府の規制を受けるものとする。

第48条 処分現場 一 固形廃棄物処分地の位置は、現行の用途区分基準と公害管理規則を遵守しなければならない。

第49条 海その他航行可能な水路への投棄 一 廃棄物が水中に洗い流される可能性のある海岸線や河川の堤防を含め、フィリピンの海や水域に廃棄物を投棄、処分することは禁止されている。ただし、生命や財産に対する即時または目の危険がある場合には、フィリピン沿岸警備隊と国家公害管理委員会の規則や規制にしたがうことを条件に、海や航行可能な水路への固形廃棄物その他の物質の投棄が許される。

固形廃棄物管理プログラムに従事している政府機関と民間の組織体は、かかる投棄が海の環境と航行に与える影響について所管政府機関と協議しなければならない。

## 第III章 一 液体廃棄物の処分

第50条 液体廃棄物の処分 一 製造工場、産業、地域社会、家庭からの汚水は、適切な政府機関により定められた規則や規制にしたがって、廃棄すちる前に、物理的、生物学的、または科学的に処理されなければならない。

第 51 条 第 49 条の適用範囲 - 本書第 49 条の規定は、海その他の水域への液体廃棄物の投棄または処分にも同様に適用される。

#### 第VI編 - 雑則

第 52 条 住民と環境の調和 - 開発計画の評価においては、国家環境保護審議会（以下本編において審議会と称する）は、人間とその環境の間の合理的で、かつ秩序ある調和を達成するという観点から、住民に対するその影響を考慮しなければならない。

第 53 条 環境教育 - 教育文化省は、あらゆるレベルにおける学校の教育課程に環境教育の教科を取り入れなければならない。同省は、また、環境の浄化とその実行と合わせて、人間と自然との関係を強調する特別の地域社会教育を行う努力をしなければならない。

本審議会、および環境保護の法律を実施するその他の政府機関は、政府の広報機関と調整の上、環境保護への認識を喚起し、またそれへの参加を奨励するための広報活動を行わなければならない。

第 54 条 環境調査 - 本審議会は、環境管理についての継続的な調査研究プログラムを実施し、および／または、促進し、適宜必要に応じて環境調査の優先順位を決定しなければならない。

第 55 条 外国から出される環境に関する情報の監視と普及 - 本審議会は、外務省、政府機関、その他国の内外の組織を通じて、外国の情報源からの情報や文献を入手して、現時点の環境開発についての情報を絶えず得ていなければならない。こうした情報や文献は、できる限り広く普及することが必要である。

第 56 条 特典 - 公害の抑制設備の設置と利用を促進するよう、次の特典がここに与えられる。

a) 公害抑制の設備、装置、交換部品、および付属品の輸入に対する関税と相殺関税の 50% の免除。この免除は本審議会により課せられる条件にしたがって、本布告の施行日から 5 年間にわたって行われる。

b) 公害抑制の設備、装置、交換部品、および付属品が、もし輸入された場合には支払われたはずの相殺関税と関税の 50% に相当する額の税額控除が、本布告の施行日から

7 年間、それらを国内の製造業者から購入した人、または企業に対して認められ、さらに、本審議会により課される条件にしたがって、その 25% 相当額の税額控除が当該製造業者に対して認められる。

- c) 効果的で、かつ再生産の採算が合うような公害抑制装置の製造技術を開発するために行われた研究プログラムに実際に要した支出額の 50% に相当する金額が、かかるプロジェクトを実際に実証した人または企業の課税所得から控除される。ただし、本審議会により定められる条件にしたがう。

本条の規定に基づき取得された公害抑制の設備、装置、交換部品、および付属品は、その取得の日から 5 年以内は、本審議会の事前の承認を得ることなく売却し、譲渡し、処分してはならず、これに違反した場合には、当該輸入者または購入者はその認められた租税の免除または控除の金額の 2 倍の金額を支払わなければならない。

第 57 条 金融支援／交付金 — 環境保護施設、特にごみ処分施設の調査、設計、および建設にかかる市、自治体、中小企業のための金融支援／交付金は、場合に応じて、本審議会により定められる条件にしたがって与えられることができる。

第 58 条 地方政府の各部と民間の個人の参加 — 政府の環境管理および環境保護計画に積極的に参加することは、民間の個人のみならず地方政府の各部の責任である。

第 59 条 歴史的、文化的な資源および遺産の維持 — 名所、建築物、美術品、文書、物品、極めて貴重な記念樹木のような国の歴史的、文化的な資源の維持を支援することはあらゆる人の義務である。

第 60 条 環境保護の職務を行う政府の部局 — 法律により環境管理の権限を与えられた政府機関は、それぞれの管轄の範囲内において、その職務を継続して行わなければならない。ただし、本審議会は、大統領令第 1121 号に基づく権限と職務権限の行使において、環境上重要な行動または問題について調査することができる。

第 61 条 公聴会 — 本審議会は必要な場合はいつでも、環境上重要な問題について公聴会を開催することができる。

第 62 条 用語の定義 — 本規則の中で使用されている用語は次の意味を有する。

- a) 「大気の質」とは、公害の発生源における排気の測定により確認された、平均的な大気の純度をいう。これは広範な地域に存在する汚染物質の一般的な量である。
- b) 「排出」とは、判明している発生源から大気中に排出される大気汚染物質、ガスの流れ、望ましくない音の行為をいう。
- c) 「水質」とは、物理的、化学的、生物学的内容物の面からその使用を規定する水の性質をいう。したがって、家庭用水の水質は工業用水の水質とは異なる。
- d) 「水質監視」とは、水質の変質、移動、変化を調査するため、綿密かつ継続的に水質を監視することをいう。
- e) 「水質基準」とは、水質汚染の防止と軽減のためのプログラムとして政府当局が設定した手段をいう。かかる基準には、水の分類とその水の使用法を維持するための規準を包含させることができる。
- f) 「流出基準」とは、汚染物質の発生日点から排出される物理的、化学的、生物学的成分の濃度のレベルを限定するために設定された制限値をいう。
- g) 「清掃作業」とは、汚染物質を漏出する前の状態の水に戻すために、水中で行われる活動をいう。
- h) 「漏出事故」とは、油またはその他の有害物質の水への漏出で、これらの物質を運搬するものに関わる衝突や座礁のような事故により発生した場合をいう。
- i) 「環境保全上重要な地域」とは、無統制の開発が、国家的に重要性を持つ自然のシステムやプロセスの重要な歴史的、文化的、美的価値に対して、回復不能な被害を及ぼす可能性のある地域をいう。
- j) 「有害物質」とは、その量のいかんを問わず排出された場合には、一般大衆の健康と福利に差し迫った、または重大な危険をもたらす元素、または化合物をいう。
- k) 「公共施設による影響のある地域」とは、公共施設の導入が、その地域的重要性または影響以上に開発をもたらし、かつ都市化を招く傾向にある地域をいう。

- l) 「環境上の影響」とは、良きにつけ悪きにつけ、計画されている計画によって引き起こされ、またはもたらされる、環境条件の変更（その程度のいかんは問わないものとする）、または新しい環境条件の創設をいう。
- m) 「政府機関」とは、政府が所有し、または運営する会社を含め、国家、地方、地域の機関や部局をいう。

#### 第Ⅶ編 — 末尾規定

第 63 条 各条項の独立性 — 本規則の一部の条項、またはかかる条項のいずれかの者や状況に対する適用が憲法違反であると宣告された場合も、本規定のその他の条項、あるいは当該条項の他の者や状況への適用は、その宣告により影響を受けないものとする。

第 64 条 発効 — 本規則はその承認の時点から効力を生ずるものとする。

本日、1977 年 6 月 6 日、マニラ市において公布。

## 大統領令第 1586 号

他の環境管理関連の措置を含めた環境影響報告制度の設立とその他の目的のために次の通り布告する。

包括的かつ統合的な環境保護計画の遂行には、社会 — 経済的な事業の要求と、環境の質的  
要求とを調和させることができるようなシステムの設立と制度化が必要であるがゆえに、

この国家の環境保護計画の遂行の中で制度化された環境影響報告および評価の法的要件は、  
本計画の目標と調和するような方法により、その規制的および手続的な細目に完全に及ば  
なければならぬがゆえに、

よってここにフィリピン大統領である私、フェルディナンド E. マルコスは、憲法により  
与えられた権限を行使して、ここに次の通り布告する。

第 1 条 基本方針 — 社会、経済的な成長と環境保護との間の合理的、かつ秩序ある調  
和を達成し維持することを、ここに国家の基本方針である旨宣言する。

第 2 条 環境影響報告制度 — 環境の質に重大な影響を及ぼす、計画中のプロジェクト  
や事業のすべてに関し、大統領令第 1151 号の第 4 条に基づき、民間の会社、企業、組織  
体のみならず、政府が所有し、または運営する会社を含め、すべての国家政府の機関や部  
局にも必要とされている環境影響報告をその基礎とする、環境影響報告制度をここに設定  
する。

第 3 条 主務機関の決定 — 入植管理大臣またはその指定された代理人は、ここに、大  
統領令第 1151 号第 4 条で言及された主務的機関を指名する権限をここに与えられる。そ  
の主務的機関は、環境上重要なプロジェクトや地域についての必要な準備を行う権限を有  
することになる。すべての環境影響報告書は、その検討と評価のため、国家環境保護審議  
会に提出されなければならない。

第 4 条 環境上重要な地域やプロジェクトについての大統領声明 — フィリピンの大統領は自ら進んで、または国家環境保護審議会の勧告により、この国の何らかのプロジェクト、事業、または地域が環境上重要なものであることを声明により宣言することができる。いかなる人、組合、会社も、まず大統領、または適法なる権限を有する大統領の代理人が発行した環境適合証明書を取得することなく、環境上重要なプロジェクトや事業を遂行し、または運営してはならない。上記の重大なプロジェクト、または事業の適切な管理のために、大統領は、声明により、政府職員やその特定の職務や責任の組替えを含め、政府の部局、機関、組織などを再編成することができる。

上記と同一の目的のために、入植管理省は (a) 上記の重要なプロジェクトまたは事業についての適切な土地または水の使用パターンを作成し、(b) 周辺の環境の質的基準を定め、(c) 地震、洪水、水の浸食、その他の災害に対する環境の強化、または保全対策のプログラムを作成し、かつ (d) 大統領がその都度その都度必要に応じて指示するその他の職務を遂行すべきものとする。

第 5 条 環境上重要でないプロジェクト — 大統領により環境上重要であるとの宣言をされていないその他のすべてのプロジェクト、事業などは、環境影響報告書を提出することを要求される。ただし、国家環境保護審議会は、入植管理省を通じて、重要でないプロジェクトや事業に、必要とみなす付加的な環境保護手段を用意するように要求することができる。

第 6 条 事務局 — 国家環境保護審議会は、ここに、環境影響報告制度を運営し、環境影響報告書の処理と評価を行うについて、必要な事務局を構成する権限を与えられる。

第 7 条 運営および金融上の支援 — 入植管理省は、ここに、現在の予算枠あるいは入植管理大臣が必要とみなす増額予算から、本布告によってその監督下に置かれた政府の機関や部局に対し運営上および金融上の支援を行う権限を与えられる。

第 8 条 規則および規制 — 国家環境保護審議会は、本布告を施行するために必要な規則および規制を發布する。この目的のため、P.D. 第 984 号に規定された国家公害管理委員会の権限と責任に基づき、国家公害管理委員会をその執行手段の 1 つとして利用できる。

第 9 条 違反に対する罰則 — 本布告の第 4 条、または環境適合証明書の発行における諸条件、または本布告により国家環境保護審議会が制定した基準、規則、規制に違反していることが発覚した人、会社、または組合は、国家環境保護審議会の裁量により、その

証明書の停止または取消、および／または、各違反 1 件につき 5 万ペソ以内の金額の罰金によって制裁を受ける。

第 10 条 環境リボルビング・ファンド - 前記第 9 条に記載された罰金、第 9 条に基づいて設けられた国家公害管理委員会が定めるその他の罰金、かつ国家公害管理委員会が P.D. 第 984 条に基づき権限を与えられて定めるその他の罰金からの収入は、自動的に、P.D. 第 711 号と P.D. 第 1234 号の免除としてここに創設される環境リボルビング・ファンドに充当される。この資金は、本布告の執行の範囲内の国家環境保護審議会と国家公害管理委員会の活動のためにのみ用いられる。この資金の利用に関する規則および規制は、入植管理省により作成され、大統領に提出の上承認を得なければならない。

第 11 条 廃止条項 - P.D. 第 984 号の第 4 条に基づき創設された国家公害管理委員会の諮問会議はここに廃止され、その権限と責任はただちに国家環境保護審議会の審議会に付与され、かつ移転される。

以上に相反する法律、命令、執行命令、規則および規制は、ここに必要に応じて、廃止、修正、または変更されるものとする。

第 12 条 発効条項 - 本布告は即時に効力を生じる。

本日、1978 年 6 月 11 日、マニラ市において公布。



## 執行令第 192 号

環境・エネルギーおよび天然資源省の再編成、その環境および天然資源省への改称、およびその他の目的のために次の通り命令する。

1987 年 1 月 30 日付の執行命令第 131 号は効力を停止されたがゆえに、

エネルギーに関する方針が決定され、また天然資源省の再編成の実施が可能となったがゆえに、

環境は、国の天然資源の利用、開発、管理、再生、保全により影響を受けるがゆえに、

国の環境の質を保護し高める必要があるがゆえに、

この目標を達成するため、環境の問題と天然資源の問題は、同省から同等の注意を向けられなければならないがゆえに、

1987 年憲法の第 XVIII 編第 6 条により、第 1 回議会が招集されるまで、大統領は引き続き立法権を行使するがゆえに、

よってここに、フィリピン大統領たる私、コラソン C. アキノは、憲法により私に与えられた権限により、ここに次のとおり命令する。

第 1 条 名称 — この執行命令は別名を、環境および天然資源省の再編成に関する法律とする。

第 2 条 再編成 — 環境・エネルギー・および天然資源省は、ここに、本命令の規定にしたがって、組織的かつ、機能的に再編成され、環境および天然資源省と改称される。なお、以下では「同省」という。

第 3 条 基本方針の宣言 - 国の森林、鉱物、土地、沿岸地域、その他の天然資源の持続的な使用、開発、管理、再生、および保全を確保することを、ここにわが国の基本方針と宣言する。これには、環境の質の保護と改善、そして現在の世代のみならず将来の世代のためでもある、国の天然資源の開発と利用に対する異なる人間集団の機会均等も含まれる。また、フィリピンの天然資源の利用、開発、保全に関連する社会的、環境的なコストの包含などといった真実の価値体系を認識し適用することもわが国の方針である。

第 4 条 任務 - 同省は、そこから発生する利益をフィリピンの現在および将来の世代の福利のために確実に同等に享受すべく、国の環境および天然資源、とりわけ森林や牧草地、埋蔵地や河川流域などにある鉱物資源、公有地等の保全、管理、開発、および適切な利用、ならびに法律に規定されているあらゆる天然資源についての許可や規制について責任を負う主たる政府機関である。

この任務を達成するため、同省は次の目標にしたがい、またこれらは政策立案の基礎となるものである。

- a) 可能な限り、良識ある利用や計画的な回復や復旧によって、国の天然資源の利用の可能性と持続性を確保すること。
- b) 森林、鉱物、および土地に対して増大しつつある人口の需要を満たすために、天然資源の生産性を高めること。
- c) 国の経済的、社会的な発展の達成に対する天然資源の貢献を強化すること。
- d) 国民によって異なる天然資源入手の機会均等を促進すること。および、
- e) 現在および将来の世代のために、フィリピンの自然のおよび文化的な遺産を代表する特定の陸上および海上の地域を保存すること。

第 5 条 権限および職務 - その任務を達成するため、同省は次の権限と職務を有する。

- a) 国の天然資源の開発、利用、規制、保全、および公害の抑制に関連する法律の制定について大統領に助言する。

- b) 国の天然資源の管理、保全、開発、利用、および補充に関する政府の政策、計画、およびプログラムを作成し、実行し、監督すること。
- c) 天然資源の探査、開発、保全、抽出、処分、利用、その他フィリピンの天然資源の枯渇と質的低下を引き起こしがちなその他の商業活動を支配する法律にしたがって、規則や規制を制定すること。
- d) 森林地、譲渡可能な土地および処分可能な土地、ならびに鉱物資源の監督と管理を行うこと。またかかる管理を行う過程において、同省は、かかる資源の探査、開発、利用、収集に対し、適切な料金、報酬、手数料、賃料、およびその他の形態による徴収金を賦課し、かかる金員を取り立てること。
- e) 地上測量、遠隔感知、および補足的技術を使用して、国の天然資源の探査、評価、分類、およびそれらの量に関する資料の作成を行うこと。
- f) 天然資源の開発、利用、および保全に関わる民間の組織体との適切、かつ相互的な協議を促進すること。
- g) 領海も含め、国全体の地理的調査を行うこと。
- h) 次項についての政策を作成し、プログラムを実行すること。
  - 1) 資源の質と量をより正確に評価するための、土地、森林、および鉱物資源に関する適切な技術を用いた資源の量に関する資料の作成、調査、および分類を促進すること。
  - 2) 多数のフィリピン人に恩恵を与える公共の土地、森林、鉱物資源（鉱物埋蔵地を含む）の良識ある管理、規制、利用、開発、および保全を通じて行われる、天然資源の公平な分配を行うこと。
  - 3) 天然資源を基礎とする産業の振興、開発、および拡大を行うこと。
  - 4) 野生動物の保護や、国立公園その他の保護対象地域の分離を通じて行う、文化的および自然的な遺産を保存すること。

- 5) 環境保護法を施行することによる健康的な自然環境を維持すること。
  - 6) 天然資源の管理におけるより多くの人々の参加と民間の主体性を喚起すること。
- i) 次項に必要な規則や規制を制定すること。
    - 1) 課税地の測量や公有地解放証書作成のための測量、土地利用計画、ならびに公有地の権利確定を促進すること。
    - 2) 田園地帯の開発を支援し、森林を基盤とする産業を援助し、また、環境の安定性のために適切な埋蔵量を留保しつつ、同時に増加しつつある需要を満たすように原料を提供するために、森林資源を長く保存しうる形で利用すること。
    - 3) 鉱物資源調査を促進し、金属および非金属の鉱物の生産を振興し、鉱物の販売を奨励すること。
  - j) 国の森林、土地、および鉱物資源の開発、処理、抽出、探査、ならびにその利用を規制すること。
  - k) 次の事項について責任を負うこと。すなわち、該当する場合において、すべての天然資源についての、法律により規定された評価、開発、保護、保全、許可、および規制、天然資源の産物の採掘、探査、開発、および利用についての役務請負人、被許諾者、借主、許可を受けた者の取り締りと監視、政府と民間部門との密接な連携を促進するという観点からの目標を有するプログラムや手段の実行、公有地の効果的かつ効率的な分類、および小分類、天然資源に関する法律、規則、および規制を施行。
  - l) 共同生産、合弁事業、あるいは生産分担契約、許諾権、許可、特権の賦与、賃借権、その他国の天然資源の開発、探査、および利用に関するその他の特権や取り決めの成立について、規則、規制、およびガイドラインを制定し、フィリピンの天然資源の管理、監督、および取り締りを引き続き行うこと。何らかの規則、命令の不履行、不遵守、または違反があった場合、かつ天然資源の保全と国家の利益への寄与その他のあらゆる理由により、上述の特権や取り決めに取消し、または取り消させること。
  - m) 公有地の管理と処分について専属的な権限を行使し、その分類、小分類、調査、および権利の確定について、適切な別の機関と協議の上、引き続き唯一の機関として責任

を負うこと。

- n) 森林製品の加工の規制と監督、材木その他の森林製品の格付けと検査、用材その他の森林製品の流れの監視のための措置を講ずること。
- o) 水、大気、および土地の汚染についての規則や規制を制定すること。
- p) 他の汚染物質や放射能の許容レベルを含め、水や大気の外基準と流出基準を制定すること。
- q) 国の遺伝学的資源、生物学的多様性、危機的状況にある生息地の保全のための政策、規則、および規制を制定すること。
- r) 大統領の承認を得るために内閣に提出される、統合的、多面的、かつ多角的な国家保全戦略を策定すること。および、
- s) その任務と目標の達成に必要な、適切な、または付随するその他の権限や役割を果たし、また、そのような行為を行うこと。

第 6 条 組織構造 — 同省は、省本部、事務局、各局、地域／州／共同体の現地天然資源事務所により構成されている。

省本部は次により成る。

- (a) 長官室
- (b) 次官室
- (c) 次官補室
- (d) 公務室
- (e) 特務室
- (f) 公害判定会議

他方、各部局は次により構成される。

- (a) 森林管理局
- (b) 土地管理局

- (c) 鉱山および地学局
- (d) 環境管理局
- (e) 生態系研究開発局
- (f) 保護対象地域および野生動物局

各地の事務所は、地域事務所、州事務所、地域社会事務所により構成されている。

第 7 条 環境および天然資源省長官 — 同省の任務の遂行、その目標の達成、その権限および職能の行使に関する権限と責任は、環境および天然資源省の長官（以下、「長官」という。）に与えられる。同長官は同省を監督するものとし、大統領によって任命されるものとする。この目的のため長官は、次の職能を有する。

- a) 国の天然資源の保全、管理、開発、適切な利用に関する規則、規制、その他のものの制定について、大統領に助言する。
- b) 政府のプログラムにしたがって行われる同省の効率的かつ効果的な運営のための政策や基準を作成する。
- c) 同省の任務、目標、政策、計画、およびプロジェクトを遂行するのに必要な規則、規制、およびその他のものを制定する。
- d) 同省の職務と行為のすべてについて監督を行う。
- e) 管理的な、または独立の職務の遂行に関する権限を同省の下位の職員に委任する。および、
- f) 法律に規定された、または大統領により適切に譲渡されたその他の職務を遂行する。

第 8 条 長官室 — 長官室は、同長官とその直属の職員により構成される。

第 9 条 次官 — 同長官は、長官の推薦に基づいて大統領が任命する 5 名の次官により補佐される。同長官は、ここに、次官のそれぞれの責任領域を区分し、割り当て、それを変更する権限を与えられる。ただし、その責任は、同省の任務と目標に関するものでなければならない。さらにまた次官には管理的な職務を主たるものとして任じてはならない。その責任の範囲内において、次官は次の職能を有する。

- a) その責任領域に関して、省令、行政命令、その他の規則の制定について同長官に助言する。
- b) その責任下にある局、課、実行班、職員、および従業員の監督を行う。
- c) その責任下にある各班の行動を効率的かつ効果的に統制するための、同省の方針と合致する規則や規制を制定する。
- d) その責任下にある班の職能と行為を、他の次官の責任の下にある他の班のそれとの間で調整する。
- e) 同長官に委任された同長官の責任の下にある班の職能と行為に関連する独立的、および管理的な事項についての権限を行使する。および、
- f) 法律に規定された、または同長官により割り当てられた他の職務を行う。

第 10 条 次官補 — 同長官および次官は、天然資源の法律、政策、計画、プログラム、およびプロジェクトの編成、管理、および実行において、7 名の次官補により補佐される。これらの次官補は同省の所管部門の日々の活動、管理、および監督状況を監視する。7 名の次官補は次の責任を負う。

- a) 政策と計画の研究
- b) 外国の支援を受ける特別プロジェクト
- c) ルソン (Luzon) での実地活動
- d) ビサヤス (Visayas) での実地活動
- e) ミンダナオ (Mindanao) での実地活動
- f) 法務
- g) 管理サービス

第 11 条 公務室 — ここに、長官室に直属の、室長を長とし副室長が補佐する公務室が創設される。同室は同省の広報担当部門として機能する。同室は、天然資源の開発政策、計画、プログラム、およびプロジェクトに関する情報の普及についての責任を負い、天然資源の開発と保全に関する一般大衆の照会に応えるものとする。

すべての局の公務室はここに廃止され、それらの職務は本第 24 条 (b) の規定にしたがって公務室に移管される。

第 12 条 特務室 — ここに、長官室に直属の室長を長とし副室長が補佐する特務室が創設される。同室は同長官が特定した、特別かつ即時の対応を必要とする優先問題／事項の処理につき責任を負う。

第 13 条 森林管理局 — 本第 24 条 (e) の規定にしたがって、森林開発局 (BFD) と林業開発局 (WIDA) の権限と職能を統合し吸収する森林管理局をここに創設する。ただし、各地域の現地事務所に移転されるラインの職能や権限はこの限りでない。局長を長とし局長補佐が補佐するこの森林管理局は、森林の開発と保全に関する事項について同長官に助言し、かつ、次の職能を有する。ただし、これらに限定されるものではない。

- a) 森林の商品とサービスの継続的な供給を確実なものとするために、牧草地やマングローブ地域を含む森林地や河川流域の効果的な保護、開発、占有、管理、保全、ならびに決定的に樹木の無くなった／質の低下した森林保留地の再植林と復興、水資源の利用と開発、未開地、荒れ地、その他の自然のままの地の改良、籐や竹、その他材木以外の貴重な森林資源を含む植林地の開発、材木を基盤とする産業の合理化、野生動物を含む森林資源の利用と開発の規制のための政策および／またはプログラムを勧告すること。
- b) 上記の政策および／またはプログラムの実行に関して各地域事務所に助言を行うこと。
- c) 同局の目標と職能を促進するため、計画、プログラム、実行基準、および管理方策を作成すること。
- d) 効率と効果を確実なものにするために、森林および河川流域の開発プロジェクトの監視と評価について支援すること。



- e) 地方、国家、国際レベルでの需要と供給の傾向などを含め、林業や森林を基盤とする産業の経済について研究を行い、種々の領域における投資の問題と機会を特定すること。および、
- f) 同長官により割り当てられた、および／または、法律によって規定されたその他の職務を行うこと。

第 14 条 土地管理局 — 各地域の現地事務所に移管されるラインの職能や権限を除き、土地局の職能と権限を吸収する土地管理局がここに創設される。局長を長とし局長補佐が補佐する土地管理局は、合理的な土地の分類、管理、および処分に関連する事項について同長官に助言し、次の職能を有する。ただし、これに限定されることではない。

- a) 他の政府機関の責任の範囲の外にある公有地、およびその他の土地のうち、譲渡可能な土地および処分可能な土地、たとえば、返還要求されている地域、およびその他の地域で、それに与えられた目的上必要ではない、あるいはそのために利用されていないものなどの効率的で、かつ効果的な運営、調査、管理および処分についての政策やプログラムを勧告すること。
- b) より効果的な公有地の管理のための政策、プログラム、およびプロジェクトの効率的、かつ効果的な実施について、各地域事務所に助言すること。
- c) その効率と効果を確実なものとするために、土地の測量、管理、および処分の監視と評価を支援すること。
- d) 土地を最大限に利用し、開発するための政策を実施する基準、ガイドライン、規則、および命令を制定すること。
- e) 同局の目標と職能を高める活動基準と手続きを作成すること。
- f) 公有地の測量、分類、賃貸、売却、およびその他の形態の譲渡、または処分および管理について直接の統制権を有する、公有地法 (C.A. 141. 改定済) の規定の実行を命ぜられた執行担当者としての同長官を補佐すること。および、
- g) 同長官により割り当てられた、および／または、法律に規定されたその他の職務を行うこと。

第 15 条 鉱山・地質学局 — 鉱山・地質局 (BMGS)、鉱物埋蔵地開発会議 (MRDB)、金鉱業開発会議 (GMIDB) の職能を吸収する鉱山・地質学局がここに設立され、これら 3 つの局はすべて第 24 条の規定にしたがってここに併合される。ただし、各地域の現地事務所に移管されるラインの職務および権限はこの限りでない。同局長を長とし同局長補佐が補佐をする鉱山・地質学局は、地質および鉱物資源の探査、開発、および保全に関する事項について同長官に助言し、次の職能を有する。ただし、これらに限定されるものではない。

- a) 鉱物資源の開発と地質に関する政策、規則、およびプログラムを勧告すること。
- b) ケイ砂、砂金、マグネタイト、クロマイト砂のような、国の管轄内の海の鉱物資源について政策および規則を勧告し、その開発や採掘を監督すること。
- c) 金属および非金属資源を含む地域を対象とする鉱業権や契約の認可について同長官に助言すること。
- d) 地質調査、ならびに鉱物の開発、保全プログラムの効果的な実施について各地域事務所に助言すること。
- e) 同局のプログラムとプロジェクトの効率と効果を確実なものとするため、それらの監視と評価を支援すること。
- f) 鉱物資源の開発と地質に関する基準や操業手続きを作成し制定すること。
- g) 地質調査、鉱物資源の評価、採掘、および冶金に関し、全国的に利用される技術の開発と統合を監督し管理すること。地質学、冶金学、化学、および岩の力学の研究施設の準備を行うこと。海底地質学および地球物理学的な測量や、天然資源の探査の掘削プログラムを実施すること。および、
- h) 同長官により割り当てられた、および／または法律に規定されたその他の職務を行うこと。

第 16 条 環境管理局 — ここに環境管理局を創設する。国家環境保護審議会 (NEPC)、国家公害管理委員会 (NPCC) およびフィリピン環境センター (EGP) はここに廃止され、それらの権限および職能は、本第 24 条 (c) の規定によりここに環境管理局に統合される。

ただし、第 19 条の規定にしたがうものとする。環境管理局は、局長を長とし、局長補佐が補佐するが、それらは環境の管理、保全、および公害の抑制に関する事項について、同長官に助言するものとする。環境管理局は次の職能を有する。

- a) 環境の管理と公害の抑制について、実施可能な法律、政策、およびプログラムを勧告すること。
- b) 効果的かつ効率的な環境の管理と公害の抑制のための政策、プログラム、プロジェクトの効率的かつ効果的な実施に関して、各地域事務所に助言すること。
- c) 水、大気、土地、騒音、および放射能に関する質的基準のような環境の質的基準を作成すること。
- d) 環境に対する影響の評価に関する規則や規制を勧告し、またその実施と監視について技術的支援を行うこと。
- e) 固形廃棄物、有毒物質および有害物質の適切な処分のための規則や規制を作成すること。
- f) 環境管理および公害抑制の法的な側面について同長官に助言し、公害問題についての公聴会の運営を支援すること。
- g) 第 19 条に基づき創設された公害判定会議に対し事務局としての支援を行うこと。
- h) 「フィリピン国の環境レポート」と「国家保全戦略」の作成のために各政府機関の間で創設される委員会の調整を行うこと。
- i) 環境および公害に関する事項についての情報を作成し、一般大衆に普及させるについて各地域事務所を支援すること。
- j) 環境および公害に関する法律の施行面において技術的な支援を行うことにより、同長官を補佐し、また各地域事務所を支援すること。および、
- k) 環境調査プログラムの実施において各地域事務所に対し科学的な支援を行うこと。

第 17 条 生態系研究開発局 - 森林研究所および国家マングローブ委員会はここに廃止され、本第 24 条 (e) の規定にしたがって生態系研究開発局に統合される。生態系研究開発局は局長を長とし、局長補佐が補佐する。同局は次の職能を有する。

- a) 調査の全体的な範囲としてのフィリピンの生態系、および鉱物、土地、森林などの天然資源に関する総合的な研究プログラムを作成し勧告すること。
- b) 同省の種々の技術研究プログラムに対する資源の割り当てについて優先順位にある生態系を決定するについて同長官を補佐すること。
- c) 上記の研究プログラムの実施と監視面において技術的な支援を行うこと。
- d) フィリピンの生態系および天然資源の持続的な利用に関係する技術の研究と開発面において、技術を生み出し、また科学的な支援を行うこと。および、
- e) 総合的研究プログラムの実施の有効性の評価面に関して同長官を補佐すること。

生態系研究開発局は、FORI 研究所、研究室、UP ロスバニョス (Los Baños) に設置された森林実験ステーション、かつ、同長官が直接監督するように命じたその他の現地の各研究室を直接運営し管理すること。同局は、現地の各事務所が行うすべての技術的な調査を調整し、すべての推奨しうる発見を評価し、翻訳し、その発見を利用者、および顧客となる可能性のあるすべての者に普及すること。

第 18 条 保護対象地域および野生動物局 - ここに第 24 条 (c) の規定にしたがって保護対象地域および野生動物局を創設する。同局は、森林開発局の公園、野生動物課と海洋公園プログラム、ならびにカロート (Calauit) 禁猟保護区、タマラウ (Tamaraw) 保全に関する大統領委員会、カブハヤン (Kabuhayan) プログラムのニノイ・アキノ公園、野生動物センター (以前の公園、野生動物、自然センター) の部分、KKK 処理局のアグロ (Agro) 森林国有プロジェクト、プラカン (Bulacan)、リサール (Rizal)、ラゲーナ (Raguna) およびケソン (Quezon) の各州にある国立公園保護地区で以前入植管理省のバゴン (Bagong) ・リプナン (Lipunan) 地区と呼ばれていたものを含め、これまで入植管理省に運営管理されてきたすべての国立公園、野生動物保護区、禁猟区、ならびに以前は観光省の管轄であったマガ (Magat) 森林保留地とアラヤ (Arayat) 国立公園を吸収する。この保護対象地域および野生動物局は局長がこれを統率し、局長補佐が補佐する。同局の職能は次の通りである。

- a) 国立公園、野生動物特別保護地区および安全地帯、海洋公園、生物世界保留地のような統合的保護地域制度の設立と運営に関する政策、ガイドライン、規則および規制を作成し勧告すること。
- b) 危機的状況にあるフィリピンの植物および動物の最新のリストを作成し、その保全および繁殖のプログラムを勧告すること。
- c) 生物学的多様性、遺伝学的資源、危機的状況にあるフィリピンの植物および動物の保全に関する政策、ガイドライン、規則、および規制を作成し勧告すること。
- d) 統合的保護地域制度の運営の監視と評価について同長官を補佐し、その地域についてのプログラムの実施について各地域事務所に対し技術的な支援を行うこと。および、
- e) 同長官が命ずる、および／または、法律の規定するその他の職務を行うこと。

第 19 条 公害判定会議 — ここに、長官室の下に公害判定会議を創設する。同会議は、議長たる長官、長官が指名する 2 名の次官、環境管理局局長、他に構成員として同長官が指名した 3 名の者により構成される。同会議は、共和国法 3931 および大統領令第 984 号に基づく、特に P.D. 984 第 6 条の e. f. g. j. k. p. に関する公害事件の宣告に関する国家汚染物質管理委員会の権限と職能を引き受ける。環境管理局は同会議の事務局として機能する。同会議が制定する規則や規制にしたがって、同省の地域事務所員にこれらの権限および職能を委任することができる。

第 20 条 同省の現地事務所 — 同省の現地事務所には、国の 13 の行政区画にある環境および天然資源地域事務所、各州にある環境および天然資源州事務所、必要と認められる自治体にあるコミュニティ事務所がある。13 の行政地域のそれぞれにある森林開発局、鉱山地質科学局、国土局の各地域事務所と森林調査研究所の調査センターは、ここに、本第 24 条の規定にしたがって、同省の省全体の職能に関わる環境および天然資源地域事務所に統合される。地域事務所は、地域事務所長の格を有する地域執行官を長とし、森林、土地管理、鉱山地質科学、環境管理および生態系調査のそれぞれを担当する 5 名の地域事務所長補佐の格を有する地域技術官がこれを補佐する。地域執行官と地域技術官は、上級公務員でなければならない。

第 21 条 環境および天然資源地域事務所の職能 — 環境および天然資源地域事務所は特定の地域の首都に置かれ、次の職務を行う。ただしこれらに限定されるものではない。

- a) 天然資源の持続性と生産性、天然資源の利用における社会的公平、ならびに環境保護を促進する同省の法律、政策、計画、プログラム、プロジェクト、規則および規制を実施すること。
- b) 効率的かつ効果的サービスを国民に提供すること。
- c) 天然資源の保護に関する法律や規制の施行ならびに天然資源に関するプログラムとプロジェクトの立案とその実施において、地域政府および地方政府の機関に属する他の部や局の各地域事務所との調整を行うこと。
- d) 森林、鉱物、および土地の管理と処分について、プログラムやプロジェクトを勧告し、承認を得られた場合にはそれらを実施すること。
- e) その地域における天然資源の包括的な量の資料の作成を行い、天然資源の保護、利用、および回復のための短期的、かつ長期的な地域開発計画を立案すること。
- f) 地域開発審議会が定めた優先順位にしたがって、それぞれの地域予算を実施すること。
- g) 天然資源の産物の加工の監督、鉱物や材木その他の木材加工製品の格付けと検査、またこれらの製品の流れを監視すること。
- h) 各種のプロジェクトについて推奨される適切な技術に関する現地調査を行うこと。および、
- i) 同長官より命ぜられた、および／または、法律に規定された他の職務を行うこと。

天然資源に関する州および地域社会の各事務所は、それぞれ、本第 24 条 (b) の規定にしたがってここに廃止される各局の支局の機能を吸収する。州と地域社会の天然資源事務所は、それぞれ州と地域社会の天然資源担当官を長とする。

第 22 条 付属の機関および公社 - 次の機関や公社は、同省に付属する。

- a) 国家地図作成・資源情報院 ここに、本第 24 条 (e) の規定により、国家資源管理センター (NMRC)、国家地図制作院 (NCA)、沿岸測量調査局 (BCGS)、および森林開発局に本拠を置く土地分類班を統合し、同省および政府に対し地図作成のサービスを提

供する国家地図作成・資源情報院（NAMRIA）を創設する。本機関は、情報や調査に関する同省やその他の政府機関の業務の必要性に役立つ地図作成の中心的機関としての役割を果たし、地図、海図、および類似の写真測量や統計に基づく資料の作成と維持に関するその機能を拡大すべきものとする。

同院は次の職務を行う。すなわち、(1) 衛星画像解析、空中多スペクトル走査システム、側視空中レーダーのような遠隔感知技術についての研究を行うについて責任を負い、(2) 遠隔感知サービスと環境、水資源、農業、その他の情報で、他の政府機関や民間部門が必要とする重要なデータを提供し、(3) 地上の測量から遠隔感知技術のいろいろな組み合わせまでを含めた、あらゆる地図製作技術をコスト効率の高いかつ当局により承認される方法により統合し、かつ、(4) 地理およびその関連の情報を、データの検索や分析、そして資源政策の立案、計画、運営のための変形が容易にできるように統合する。同院は、地図、統計、文章、図表などの形で、紙やフィルムや互換性のあるコンピューターの媒体に保管された天然資源関連データの保管と配布の中心的施設であり、国のあらゆる地方の天然資源情報の移転、共有、検索、および普及を容易とする情報サービス網を運営し、国のあらゆる測量に共通の参考システムとして役立つ全国的な管理地点のネットワークを設立し、フィリピンの海洋資源の開発のみならず水上航行に重要な水路図を作成するため、水上および沿岸の測量を行う。また同院は空中写真、統計、および遠隔感知による地図の作成について全国的な開発プログラムを立案し実施する。同院はまた地図の作成とその複製にかかる技術基準と品質仕様を設定し実施する。また同院は基礎的な地図、および海図に関する包括的なデータバンクや情報システムの開発を促進するために写真、統計、遠隔感知による地図作成の作業に携わる。

国家地図作成・資源情報院（NAMRIA）は、次のような次官級以上の 5 名の長官により構成される運営会議によってその政策の方向が定められる。

環境・天然資源省	議長
農業食料省	委員
公共土木事業・高速道路省	委員
国防省	委員
運輸・通信省	委員

国家地図作成・資源情報院の運営と管理は、3 名の次官により補佐される長官に委任される。同長官は、同会議に事務総長として出席する。

- b) 天然資源開発公社 - 現在の天然資源開発公社 (NRDC) は同長官の直接の監督の下で再編成される。同社は、主として、次の方法により、天然資源の開発と保全を促進する責任を負う。
- 1) 新しい／革新的な技術、システム、および戦略、(たとえばこれらに限るものではないが、立木販売システム、産業としての植林や伐採作業、籐の網細工のようなもの) を利用して行う、先駆的ではあるが将来性のある生産、利用、販売事業、またはプロジェクトに直接に従事すること。ただし、民間部門と競争関係にある活動は、天然資源開発公社の収入が特定の地方開発事業や社会事業の用途に当てられる特別の場合を除き、避けられねばならない。
  - 2) 産業的植林や農林業の開始、天然資源を基盤とする加工業の小規模の鉱物の採掘と近代化を指向する民間部門が実施する天然資源開発プロジェクトに対してその効率性と競争力を向上させるために金融を行うこと。この職能を効果的に遂行するために、各種の金融機関から融資を受け、また革新的な収入獲得の戦略を通じて資金を生み出すことがここに承認される。

天然資源開発公社は、資本、信用、販売、および経営に関する支援の拡大というような付随的サービスの提供を含め、強化された産業植林振興活動を通じて、森林の再生率の強化を図らなければならない。

- c) 国家電化管理局 - 同省に付属する国家電化管理局 (NEA) は、エネルギーの産出に関する事項やエネルギー政策、プログラム、ならびに計画の側面や部門において民間部門が実行できないものについて、同省の中心的な実施機関として効果的、かつ効率的に行動し、運営することができるようにするため、再編成される。国家電化管理局の計画やプログラムは、所管エネルギー当局の定めた政策に沿って実施されなければならない。

第 23 条 分離と移転 - E.O. 第 131 号の規定に基づく、環境、エネルギー、天然資源省に付属する次の部局や公社は、ここに次の通り分離され、および／または、移管される。

- a) マニラ・シードリング・バンク財団は、同省の管理から分離される。
- b) エネルギー利用局、および



- c) エネルギー開発局はそれに関する執行命令にしたがって、所管のエネルギー管掌機関に移管される。

第 24 条 移行規定 — ここに規定された組織改革を達成するにあたり、本執行命令の他の部分に別段の規定のない限り、次の移行規定が遵守されなければならない。

- a) 行政部門の移管には、移管される部門の職務、割り当て予算、資金、記録、設備、施設、無体財産、権利その他の資産、および負債がある場合にはそれらを含め、同時に、必要な場合にはその職員をも含まれる。この場合その職員は、引き継がれた従来地位により、引き続き各自の義務と責任を果たし、それに対応する俸給や給付金を受け取るものとする。移管された部門の職員で、その地位が、同長官の承認または規定した同省の新しい組織構造や人員配置に含まれておらず、また再任もされない者は、当該業務から外された者とみなされ、本命令第 25 条の第 2 段に規定された給付金を受け取る権利を有する。
- b) 職務の移管の結果、その職務を行っていた行政部門が廃止されることになる場合、その移管には、移管された職務の適切な履行に必要な割り当て予算、資金、記録、設備、施設、無体財産、権利、その他の資産、および職員を含むものとする。

廃止される部門に割り当て予算の残金や未使用の資金がある場合、それは一般会計に返戻され、また残存資産がある場合には、それは同長官が決定する適切な行政部門に割り当てられるか、政府の会計監査規定、その他の関連の法律、規則、規制にしたがって処分される。負債がある場合には、政府の会計監査規定、その他の関連の法律、規則、規制にしたがって同様に処理される。その職員は、引き継がれた従来地位により、引き続き各自の義務と責任を果たし、それに対応する俸給や給付金を受け取るものとする。移管された部門の職員でその地位が、本命令第 25 条に基づき同長官が承認または規定した同省の組織や人員配置に含まれておらず、また、再任もされない者は、当該業務から外された者とみなされ、同第 25 条の第 2 段に規定された給付金を受け取る権利を有する。

- c) 職務の移管が、その職務を行っていた行政部門の廃止という結果を伴わない場合、その移管には、移管される職務の適切な履行に必要な割り当て予算、資金、記録、設備、施設、無体財産、権利、その他の資産および職員を含むものとする。移管された職務の遂行に関連して発生した負債がある場合には、それは政府の会計監査規定、その他関連の法律、規則、規制にしたがって処理される。その職員は、まもなく当該業務が

らはずされるということがない限り、その引き継がれた従来 の地位により引き続き各自の義務と責任を果たし、それに相 応する俸給や給付金を受け取るものとする。移管された部門の職員のうちその地位が、本命令第 25 条に基づき同長官が承認または規定した同省の組織や人員配置に含まれておらず、また再任もされない者は、当該業務から外された者とみなされ、同第 25 条の第 2 段に規定された給付金を受ける権利を有する。

- d) 職務を他の行政部門に移管することなく、いずれかの行政部門が廃止される場合、その廃止される組織の割り当て予算と資金は一般会計に返戻され、記録、設備、および施設は同長官が決定する適切な組織に配布されるか、または政府会計監査規定その他関連の法律、規則、規制にしたがって処分される。一方、その職員で、その地位が、本命令第 25 条に基づき同長官が承認または規定した同省の組織や人員配置に含まれておらず、また再任もされない者は、当該業務から外された者とみなされ、同第 25 条の第 2 段に規定された給付金を受ける権利を有する。
- e) 行政部門の合併または統合の場合、新たな、または存続する部門は、ここに規定された再編成とその職務の実施に関する法律、規則、規制にしたがって、その職務を行い、また割り当て予算、資金、記録、設備、施設、無体財産、権利、その他の資産ならびに負債があれば負債を取得する。また吸収される側の部門の職員では、必要に応じてまもなく業務から外されるということがない限り、その引き継がれた従来 の地位により、引き続きそれぞれの義務と責任を果たし、それに対応する俸給や給付金を受け取る。その地位が、本命令第 25 条に基づき本長官が承認し、または規定した同省の新しい組織や人員配置に含まれておらず、また再任もされない職員は、当該業務から外された者とみなされ、同第 25 条の第 2 段に規定された給付金を受ける権利を有する。
- f) ある職務の終止の場合で、その職務を行っていた行政部門の廃止という結果を伴わない場合、その職務の遂行に当てることを予定されていた割り当て予算や資金は一般会計に返戻され、その職務の遂行に関連して使用された記録、設備、施設、無体財産、権利、およびその他の資産は同省が決定する適切な部門に配布されるか、または、政府会計監査規定、その他関連の法律、規則、規制にしたがって処分される。その職務の遂行に関連して発生した負債がある場合には、同様に政府会計監査規定、その他関連の法律、規則、規制にしたがって処理される。かかる職務を遂行していた職員で、その地位が、本命令第 25 条に基づき本長官が承認し、または規定した同省の新しい組織や人員配置に含まれておらず、また再任もされない者は、当該業務から外された者とみなされ、同第 25 条の第 2 段に規定された給付金を受ける権利を有する。

第 25 条 新しい組織と方式 — 本執行命令が承認され次第、ただちに、同省の職員と従業員は、まもなく業務から外されるということがない限り、その引き継がれた従来の地位により、引き続きそれぞれの義務と責任を果たし、それに対応する俸給や給付金を受け取る。

同省の新しい組織構造と人員配置方式は、本執行命令の施行日から 60 日以内に同長官により定められ承認されなければならない。その下で創設され、承認された地位は、場合に応じて、同長官の正規の任命、あるいは大統領の任命により埋められなければならない。その地位が、その中に含まれておらず、再任もされない在任者は、当該業務から外された者とみなされる。当該業務から外された者は、現行の法律、規則、規制に基づいて権利を与えられている退職金を受け取る。かかる退職金を受け取らない場合には、その受領していた最高額の俸給を基礎に計算して、政府に奉職した期間の 1 年、またはその端数部分につき 1 カ月分の基本給に相当する額を支払われる。いかなる場合もその支払い金額は当該俸給の 12 カ月分に相当する額を超えないものとする。

第 26 条 定期的な実績評価 — 環境および天然資源省はここに、同省の実績を定期的、かつ客観的に測定し、評価する仕組みを作成し、かつ、これを毎年大統領に提出することが求められる。

第 27 条 通知または同意の必要性 — ここに認められた組織再編成が、法律または契約により認められた権利を有する第三者を害するような性質または重要性を持ち、かかるいずれかの債権者との間で締結された何らかの合意にしたがって、債権者に対して通知が行われ、または債権者の同意を得ることが必要である場合には、かかる通知または同意の要件は、かかる組織の再編成の実施前に満たされなければならない。

第 28 条 組織の変更の禁止 — ここに定められた組織再編成の変更は、公共サービスの供与の有効性と効率性を促進するために大統領の事前の承認がある場合を除き、無効とする。

第 29 条 資金の調達 — 本執行命令の規定を遂行するに必要な資金は、同省において利用可能な資金から支出される。

第 30 条 同長官の執行権限 — 同長官は、本命令の規定の効果的な執行を確実なものにするのに必要な命令、規則、規制、その他のものを制定する。

第 31 条 分離可能性 — 本執行命令の一部または規定について憲法違反であると宣言された場合、その部分は、他の部分や規定が存続可能であり、かつ、完全な効力を有する限りにおいて、これらの残余の部分が無効にする効力を有しない。

第 32 条 削除条項 — この執行命令に合致しないすべての法律、命令、規則、規制、およびその他のもの、またはそれらの一部分はその必要な範囲においてここに削除、または修正される。

第 33 条 有効性 — 本執行命令はただちにその効力を発生する。

本日、1987 年 6 月 10 日、フィリピン マニラ市において承認さる。

## 国家環境保護審議会（NEPC）回報 No.3（1983年）

テーマ： 布告第 2146 号に記載された、環境上重大なプロジェクトおよび地域の技術的定義とその範囲

便宜のため、および EMB 事務局が布告第 2146 号の意図と目的を効果的に実施することができるよう、同布告に環境上重大なものと指定された各種プロジェクトおよび地域の技術的定義とその範囲は次の通りである。

### I. 環境上重大なプロジェクト

#### A. 重工業

##### 1. 非鉄金属工業

非鉄金属工業とは、非鉄金属を前処理、製錬または加工の上市販可能な製品とするために製造工程を組織的に、かつ調和した形で配置したものをいう。

この分類には、次の条件のいずれかに該当するプロジェクトを含む。

- a) LOI 第 950 号の実施規則により大規模の工業プラントに分類されるもの
- b) 明示定格能力が 3,000 メートル トン（製品ベース）に等しいかそれ以上のもの
- c) カドミウム、クロムおよび鉛などの有毒非鉄金属を加工するもの

##### 2. 製鉄・製鋼所

製鉄・製鋼所プロジェクトとは、製鉄・製鋼材料を前処理、および／もしくは製錬、または加工の上市販可能な製品とするために製造工程を組織的に、かつ調和

した形で配置したものをいう。

この分類には、次の条件のいずれかに該当するプロジェクトを含む。

- a) LOI 第 950 号の実施規則により大規模の工業プラントに分類されるもの
- b) 設計年間定格能力が 30,000 メートル トン（製品ベース）に等しいかそれ以上のもの

### 3. 石油および石油化学工業

石油／石油化学工業とは、石油およびその誘導品を物理的および／もしくは化学的に変えて市販可能な製品とするために製造工程を組織的に、かつ調和した形で配置したものをいう。

この分類には、次の条件のいずれかに該当するプロジェクトを含む。

- a) LOI 第 950 号の実施規則により大規模の工業プラントに分類されるもの
- b) 設計定格能力が年間 30,000 バレル（石油ベース）に等しいかそれ以上の製油所
- c) 設計定格能力が年間 30,000 トンの石油工業プロジェクト

### 4. 製錬プラント

製錬プラント・プロジェクトとは、金属または合金を製錬し、特定の型に成型して市販可能な製品とするために製造工程を組織的に、かつ調和した形で配置したものをいう。

この分類には、次の条件のいずれかに該当するプロジェクトを含む。

- a) LOI 第 950 号の実施規則により大規模の工業プラントに分類されるもの

- b) 設計定格能力が年間 15,000 メートル トン（原料ベース）に等しいかそれ以上のもの
- c) カドミウム、クロムおよび鉛などの有毒非鉄金属を加工するもの

## B. 資源採掘業

### 1. 大規模採鉱採石プロジェクト

大規模採鉱採石プロジェクトとは、金属、金属含有鉱石、燃料、宝石の原石、陶土、肥料などの地中に埋蔵する物質を商業ベースにより採取および加工することを伴うプロジェクト、および次のいずれかの特徴、またはその組合せを有するものをいう。

- a) 青化法による鉱石処理、浮遊選鉱、機械的摩鉱および／もしくは破砕、磁力選鉱および／もしくは機械的重力選鉱
- b) 機械式操業および／もしくは発破による露天採掘法の利用
- c) 発破および／もしくは機械的採掘法を用いた坑内採掘法
- d) 海洋採鉱
- e) 石油および天然ガスの採取

### 2. 山林プロジェクト

#### a) 伐木プロジェクト

伐木プロジェクトとは、商業ベースによる伐採をいう。

#### b) 大規模木材加工プロジェクト

大規模木材加工プロジェクトとは、丸太その他の森林資源／原材料を処理加工して完成品および半製品にするものをいう。

この分類には、とくに次のものを含む。

i) 製材所

ii) ベニヤ、合板、壁板、黒板、梱包材などを製造する木材製造／加工プラント

iii) パルプおよび製紙工場

c) 公有林／私有林への植物の移植

これは、公有林／私有林へ外来の動植物の種を移入することをいう。

d) 山林の占有

これは、生活のため公有林内に居住する者の占有、およびそれに付随する管理プロジェクトをいう。

e) マングローブの産物の採取

これは、マングローブ材およびその産物の伐採および収集をいう。

f) 牧草地プロジェクト

これは、家畜生産を支援するのに必要な牧草の生産のため森林資源を管理するものをいう。

牧草地プロジェクトは、MNR A.O. 第 50 号 (1982 年) に規定する、対象地域の自然の放牧能力 (1 頭／ヘクタール) を超える場合に重大な状態であるとみなすものとする。

### 3. 堤防／養魚場開発プロジェクト

これは、漁業 A.O. 第 60 号に定める数量で、営業規模により、稚魚を育て捕獲することを目的とした、堤防の建設を含め、自然または人工の貯水プロジェクト



をいう。

養魚場開発プロジェクトは、使用面積が 25 ヘクタール以上に達する場合に環境上重大なものであるとみなすものとする。

## C. インフラ・プロジェクト

### 1. 大規模ダム

これは、貯水量が 2,000 万立方メートルに等しいかそれを超えるすべての貯水施設と付属施設をいう。

### 2. 大規模発電所

これは、化石燃料、地熱資源、核分裂プロセス、自然の河川の流れ、せき止め水、または揚水を利用した発電所をいう。

この分類には、すべての原子力発電所、すべての地熱発電施設、定格出力が 10MW に等しいかそれを超える火力発電所、および定格出力が 6MW に等しいかそれを超える水力発電所を含む。

### 3. 大規模埋立プロジェクト

これは、1 ヘクタールに等しいかそれ以上の地域（水辺地帯、低湿地、沼地、湖、河川など）の埋立、または排水を伴うプロジェクトをいう。

### 4. 大規模道路橋梁

これは、国および州のすべての道路および橋梁の建設、ならびにその大幅な延長または改良で、次に該当するものをいう。

a) 高度に開発された都市地域を横断するもの

b) 横断する地域の水の循環に影響を及ぼすもの

c) 交通の流れを大巾に増大させ、または遅滞させるもの

## II. 環境上重大な地域

A. 法律により国立公園、分水界地域の貯水池、野生生物保護区域、禁猟区に指定されているすべての地域

P.D. 第 705 号第 3 節により

1. 国立公園とは、基本的に原始的な野生を特徴とする森林保護地で、居住環境とは切り離され、かかるものとして、もっぱら景観、自然および歴史的物体、野生の動植物を保護し、将来の世代のためにこれらを損ねることのないように楽しむことのできるよう留保されているものをいう。

この分類には、布告第 634 号、612 号、55 号などの法令により国立公園に指定されているものをいう。

2. 保護流域とは、その水の質または状態を改善するため、もしくは沈澱物を減少させるために設定された森林保護区をいう。

この分類には、国の保護流域に指定されたすべての地域を含む。

3. 野生生物保護区域とは、狩猟鳥獣、魚類の保護のために指定され、その余剰が生じて周辺地域に再補充することができるよう狩猟、漁獲禁止となっている森林をいう。

B. 景観の美しい将来性ある観光地として留保されている地域

景観の美しい将来性ある観光地とは、フィリピン観光局が観光開発地に指定し、留保している地域をいう。

C. 絶滅の危機に瀕している、またはその恐れのあるフィリピン産野生生物（動植物）の種の生息地となっている地域

1. 不確定の種とは、危機に瀕しているように見えるが、信頼できる評価を行うには現在のところ十分なデータがない動植物の種をいう。
2. その恐れのある種とは、その分布域の全域または相当部分にわたって予見しうる将来絶滅の危機に瀕することになるとと思われる動植物の種をいう。
3. 希少な種とは、さし迫って絶滅の危機に瀕してはいないが、その発生数が少ない動植物の種をいう。
4. 危機に瀕している種とは、現に絶滅の恐れがあり、保護措置を講じなければ存続が危うい動植物の種をいう。

D. 歴史的、考古学的または科学的に特別の価値のある地域

歴史的、考古学的または科学的に特別の価値のある地域とは、国家にとって文化的および歴史的に意義のある聖地（軍事上および非軍事上）をいう。

この分類には、国にとって歴史的意義のある建造物および古生物学的、人類学的価値のある特別保留地を含む。

E. 伝統的に文化的な地域社会または部族の居住する地域

これは、P.D. 第 410 号の第 1 節により指定されたフィリピン文化地域社会 (National Cultural Communities) の先祖代々のすべての土地、および少数民族 (P.D. 第 719 号に定める非イスラム系山岳民族) のために PANAMIN が計画し、実施し、かつ維持している居住区をいう。

F. 自然災害（地質学的事象、洪水、台風、火山噴火など）に見舞われ、および／もしくは被害を受けることの多い地域

1. 台風に見舞われ、または被害を受けることの多い地域

これは、1977-1982 年の期間に少なくとも毎年、年間 2 回以上台風注意報第 3 号が出されたすべての地域をいう。

2. 津波に見舞われ、被害を受けることの多い地域

これは、1638-1976年の期間にロシ・フォレルの測定尺度による少なくともインテンシティ（強度）Ⅶの地震に見舞われ、津波の被害を受けた沿岸地域および海洋地域のすべてをいう。

3. 地震に見舞われ、および／もしくは被害を受けることの多い地域

これは、1949-1980年の期間にロシ・フォレルの測定尺度による少なくともインテンシティ（強度）Ⅶの地震に曝されたすべての地域をいう。

4. 高潮の発生しやすい地域

これは、PAGASA にかかるものとして特定されている地域をいう。

5. 洪水の発生しやすい地域

これは、通常大規模で活発な水域に近接し、その水域の平均水位の変化により、周期的または季節的に氾濫を経験している地域をいう。

G. 危険な勾配のある地域

これは、このリストで環境上危険地域と分類されていない、40%以上の勾配のあるすべての土地をいう。

この分類には、譲渡可能、処分可能な森林地、および未分類の森林地を含む。

H. 一級農地に分類されている地域

一級農地とは、土壌局の土地能力等級ガイドに定める能力等級 A、B、Ce、De の土地をいう。ただし、農業以外の目的に使用されている土地または HSRC の承認する用途地域令に指定する永久保留区域の一部となっている土地は含まない。

#### I. 帯水層の補給地域

帯水層の補給地域とは、降水または浸出した水が実際に帯水層に入っていく、水補給の源泉をいう。

この分類に該当する地域は、すべての地方の、または国以外の保護流域および地熱保護区域に限定する。

#### J. 水域

水域とは、管轄当局の指定する管理および／もしくは保護地域内で家庭用の用途に使用されている水源、および野生生物や魚類の活動を支えている水源をいう。

この分類は、NPCC の分類により AA、A、B および C に該当するすべての淡水地表集水域を含む。また、同様にすべての海亀および魚の保護区域を含む。

#### K. マングローブ地域

マングローブ地域とは、塩に抵抗力のある、潮間帯に自生する樹木種に覆われた潮流の流れのある地域をいう。

この分類は、布告 2152 号によりマングローブ沼沢林保護区に指定された地域、および布告第 2151 号により野生生物地域に指定されたマングローブ林をいう。

#### L. 珊瑚礁

珊瑚礁とは、腔腸動物門に属する各種海洋生物、および有機体の集まりを特徴とする地域をいう。

この分類には、海洋科学センターや UP-NSRC、MNR、NRMCA などの地方機関が商業用各種珊瑚の豊富な産地であると特定したすべての地域を含む。

この命令は、ただちにその効力を発生する。

行政官の権限により：

行政官代理

ベロニカ・R. ビラビセンシオ

## 公聴会

公聴会の実施に際しては次の手続きを遵守すべきものとする。

### 1. 通知書

公聴会の通知書は、予定する聴聞の日の 20 暦日以前の連続 2 週にわたり各週 1 回公表する。当該通知書は、プロジェクトが立地を予定する自治体または地域の目立つ場所にも掲示する。以上について発生する費用は、プロジェクト提案者が負担する。

### 2. 参加主体

公聴会の通知書には、いずれかのグループもしくは主体が環境影響報告書 (EIS) の審査を求める場合には、事前に通知するよう明記することとする。またこれらのグループに対しては同様に書面による意見を求めて、プロジェクト提案者が秩序だてて回答できるようにし、また聴聞に先だてて指定代表者を特定する。

### 3. 聴聞

#### a. 聴聞担当官

公聴会を主宰する聴聞担当官を任命する。聴聞担当官の役割は、参加関係者にプロジェクトに関する意見／関心を表明する機会を与え、これについて十分論議されるようにすることである。

この手続きの性質上、証拠手続きの技術的規則には必ずしも拘束されることはない。

#### b. 手続き

公聴会は原則的に「事実確認」のプロセスであるから、これにより次の手続きを採用する。

1. EMB 代表は、その参加者の紹介を行う。その後、当該プロジェクト案の簡単な説明を含め、公聴会の目的を簡単に説明する。
2. プロジェクト提案者、または EIA の実施者が、その影響を含めその提案する事業と、対応する環境管理計画／措置についてその詳細を説明する。この場合、地図と写真を用意して当該プロジェクトがよく理解されるようにする。
3. 続いて公開討議に入り、参加グループ／主体が当該プロジェクトについてのさまざまな意見を表明する。

必要に応じて当該プロジェクト提案者に回答を求め、適宜 EMB にも回答を求める。公聴会担当官は、手続きが秩序だつて進められるように取り図らう。

4. EMB は公聴会手続き書類を作成し、全参加者、参加機関、プロジェクト提案者に配布する。



## プロジェクト概要書

(注解付き概略)

### 1. プロジェクト/プログラム提案者の氏名と住所

プロジェクトの実施を計画する者の氏名を記載する。EMB と全関係者間の連絡を円滑にするため、これらの者の住所と電話番号も併記する。

### 2. プロジェクトの種類と目的

プロジェクトの該当する種類、および形態を記載する。プロジェクトの目的を簡単に説明する。

### 3. プロジェクトの位置

1 万分の 1 の地勢図と地籍測量プランにプロジェクトの現場の正確な位置を明示する。プロジェクトの現場に管轄権を有する地区、市町村自治体、州、地域を記載する。プロジェクト区域の交差ポイントとして境界を構成するコーナーのそれぞれについて、座標（緯度、経度両方向）を明示する。所有権、賃借権、土地使用权などの状況を地図またはプランに明示する。

### 4. 環境状況の説明

提出する地図に、その提案する現場の現在の環境状況説明書を添付する。その際に重点を置く。

- a. 近隣の地表水域（質、用途、等級など）
- b. 重要な生態系（マングローブ地域、森林地など）
- c. 土地利用（農地、居住地、工業用地など）

d. もしあれば、現在の環境問題、住民への影響の問題（大気、水質汚染の発生、土壌浸食など）

e. 社会経済的データ

i. プロジェクト提案者が雇用する従業員総数

1. 事務職員 \_\_\_\_\_ a. 地元民 \_\_\_\_\_ b. 移住者 \_\_\_\_\_

2. 労働者 \_\_\_\_\_ a. 地元民 \_\_\_\_\_ b. 移住者 \_\_\_\_\_

ii. 当該自治体の人口 \_\_\_\_\_

iii. 当該自治体の総世帯数 \_\_\_\_\_

iv. 世帯あたり平均家族数 \_\_\_\_\_

v. 世帯あたり平均年間所得 \_\_\_\_\_

vi. 当該自治体内の雇用状況 \_\_\_\_\_

1. 被雇用者数 \_\_\_\_\_

2. 失業者数 \_\_\_\_\_

大統領布告第 2146 号により確認された 12 の環境上危険な地域（付表 2 参照）のいずれかに当該プロジェクトが立地する場合にはその旨をも記載する。

## 5. プロジェクトの規模とサイクル

プロジェクトの権利の及ぶ対象地域を面積で明示する。

プロジェクトの活動が集中する区域全体を記載し、地図に明示する。採取、製錬、製造の予定ペース、予定能力および／もしくは産出高をここに併記する。

プロジェクトの予想耐用年数と人件費の見積りを記載する。プロジェクトのコストには、次のそれぞれのコストを含めるものとする。

- a. 人件費
- b. 保守／操業費
- c. 復旧費
- d. 据え付け費
- e. 機械設備費
- f. 消耗品／原材料費
- g. プロジェクト・コスト合計

6. 環境に対する影響の発生源

プロジェクトの全期間を通じて環境に対して影響をもたらす可能性のあるすべての源泉（解体撤去、現場の整備、清掃、流出物、排気、廃棄物、土砂の移動、爆破など）を確認する。またその規模（量）と排出ペースを記載する。

7. 環境管理措置

上記要因により引き起こされる環境への悪影響を軽減するために実施する措置（処理プラント、汚染物質制御機器、その他の軽減措置）とその効果／効率の比率を明記する。

8. プロジェクトの状況

この文書を提出する時点において、プロジェクトが実行の可能性の調査段階にあるのか、開発段階、あるいは拡張段階にあるのか、などを明記する。

9. プロジェクト提案者またはプロジェクト概要書を作成した担当者の署名

プロジェクト提案者および／もしくはプロジェクト概要書を作成した者の氏名を記載し署名する。

## プロジェクト概要書

(区画概略)

### 1. プロジェクト提案者の氏名と住所

会社の名称、連絡先担当者の氏名、役職、電話番号を記載する。

### 2. プロジェクトの目的と状況

プロジェクトの目的を簡単に説明する。プロジェクトが実行の可能性の調査段階、開発段階など、どの段階にあるのかを記載する。

### 3. プロジェクトの位置

プロジェクトの現場に管轄権を有する地区、市町村自治体、州、地方の名称を記載する。

1万分の1の適正な地勢図または周辺地図にプロジェクトの位置を明示する。この地図は、周辺における他の土地の用途（他の住居区域、農地、商業地、工業地など）を示しうるものでなければならない。可能な場合には見やすいように色付けする。

区画アメニティの提案現場、およびごみ処分場提案現場を示す開発プランも併せて提出する。

地域環境の現況がわかるようなプロジェクトの現場とその近隣周辺の写真、可能な場合にはモザイク写真を添付する。

### 4. 環境状況の説明

A. 提案現場の環境の現況についての説明を地図に添付する。その際、次の事項に重点を置く。

A.1 近隣の水面上の水域（水質、用途、分類など）

A.2 重要な生態系（マングローブ区域、森林地など）

A.3 土地の用途（提案現場の現在の土地の用途）

A.4 もしあれば、現在の環境上の問題、住民への影響の問題（大気、水質汚染の発生、土壌浸食など）

A.5 社会経済的データ

A.5.1 プロジェクト提案者が雇用する従業員の総数

事務職員： \_\_\_\_\_

労働者： \_\_\_\_\_

A.5.2 影響を受ける地域（提案現場）の現在の居住者の数

## 5. プロジェクト地域とスペースの配分

項目 3 と同様にプロジェクトの対象となる地域を明示する（ヘクタール表記）。各種区域の配分、区画の分類、単位区画の配分、建物や住宅の様式の分類、デザイン別グループ分け、造園、学校建物、商業地域、運動場などのオープン・スペースの予定地、道路網、家庭用給水源・電源、各单位区画の家庭用の排水および固体廃棄物処分場、共同体または個人の下水浄化槽の配置などを明示する。

## 6. プロジェクトの建設活動

プロジェクトの活動の実際の流れを示すフローチャートを提出する。フローチャートの各段階について、必要な人的資源、その段階の活動を実施するについて採取発掘する物質があればその量、ならびに各段階の活動に要するコストをも明記する。各段階の期間も明示する。フローチャートについての説明書も添付する。

## 7. 耐用期間を通じたプロジェクトの保守（維持）

区画および周辺の保守（美観を含む）についても説明する。

## 8. 環境に対する影響の発生源

プロジェクトの全有効期間について考えられるすべての環境影響発生源を確認する。

- 8.1 建設中の段階（現場の開拓・清掃、土砂の撤去、地ならしによる土砂の移動、豪雨や台風時の洪水が水域におよぼす影響の現れる時点から）
- 8.2 建設後の段階（家庭からの流出物、固体廃棄物）
- 8.3 社会環境への影響（人口増や地域社会の拡大が輸送、学校、市場、教会、病院、健康医療施設、レクリエーション施設、地域社会や社会との関係、給水・給電に及ぼす影響）

## 9. 環境管理措置

上記要因（土壌浸食、地滑り、固体廃棄物処分など）により引き起こされる環境への悪影響を最小限にするために実施する措置を特定し、説明する。廃棄物および表土の堆積区域と、その流出の悪影響を最小限とする措置を明示する。

## 1. プロジェクト概要書

このプロジェクト概要書には、次の事項について記載する。

- ・ 鉱山の寿命、採鉱予定量（日々の数字、および年々の数字）、廃棄物発生量（岩、スラリー）
- ・ すべての開発活動（予定表に記載されているもの）
- ・ 立て坑または地中構造物の寸法とレイアウト
- ・ 各区域の開発、採鉱の順序
- ・ テーリング・ポンド（尾鉱だめ）の位置、設計、仕様。（その水収支の計算を含む。）  
水収支は、入量合計（テーリング、余剰な鉱山の水、現場からの流出、降雨）と出量合計（還流、地中への浸透、蒸発および最終流去）により決定される。
- ・ 鉱石加工プラントのフローについての詳細な説明。工程のフローチャート（フローのどのポイントで廃棄物が発生するかを正確に示すもの）とマス・バランスによって完成する。
- ・ 採取（抽出）、選鉱工程において使用される化学物質の量および有毒／有害物質

また、EIS には、次の施設の位置を示した 1 万分の 1 の地図が含まれていなければならない。立て坑または地中構造物、テーリング・ポンド、処分場、建設予定の道路、加工工場、処理施設その他の全施設（従業員用または地域内の現住民用の住宅、倉庫）。

## 2. 現在の環境の説明

この節に含めるべき項目を次のように分類する。プロジェクト地域の全体的な地勢図（5 万分の 1）を用意し、プロジェクトの現場、周辺自治体、水の流れ、土地の用途などを明示する。

周辺環境の質を分析する。鉱山開発・操業活動が環境の質に影響を及ぼす可能性のあるすべての場所で試料を採取する。これらの各場所について試料採取ポイントとその選択基準を記載する。分析方法を明示し、絶対的な精度によりその分析結果を明らかにする。

### 2.1 地勢

- ・ 現在の土地の用途についての説明：居住地域を地図（縮尺 1 万分の 1）に明示する。

- ・ 野生動植物の調査：認められる動植物の種、相対的な数量、効用（商業上または美観上）、および希少または危機に瀕した種か否かの別
- ・ 地質学的危険、地震および地滑りについての説明。地震学的調査を含む。
- ・ プロジェクトの現場のカラー写真

## 2.2 陸水学および水質

- ・ プロジェクトの現場および周辺の陸水学的調査：自然の排水パターン、季節毎の水の流れ、地下水面
- ・ 主要な水流に認められる水生有機体（植物プランクトン、動物プランクトン、深海生物、魚および水鳥）についての説明
- ・ 該当する場合は、地元住民による水の利用
- ・ 周辺の地表水の質の測定（次の調査項目リストを参照）
- ・ 河川沈澱物の分析（次の調査項目リストを参照）

### 調査項目リスト

- ・ 酸性度 (pH)、色
- ・ 温度、混濁および浮遊固体
- ・ 酸素レベル、BOD および COD
- ・ 岩石構造に存在する重金属、希少金属（鉄、水銀、カドミウム、亜鉛、銅など）のレベル
- ・ 抽出/選鉱工程に使用される有毒/有害化学物質またはデグラデーション・プロダクト（プロジェクトにより異なる）

## 2.3 大気

- ・ 周囲の騒音レベル：プロジェクトの現場および採鉱活動により影響を蒙る可能性がある居住地に近い場所での騒音レベル
- ・ 粒子のレベル
- ・ 採鉱プロジェクトの一部として発電所を建設する場合、または重機を使用する場合、二酸化硫黄および窒素酸化物のレベル



## 2.4 気象データ

- ・ プロジェクト地域の気象全般についての説明
- ・ 気象データ（プロジェクトの現場または最も近い観測ステーションで収集したもの）。温度、降水量の月間平均、最高値、傾向などを含む。

## 2.5 社会経済的状況の説明

EIS は、プロジェクトの現場に近接する地区または居住地域の社会経済的調査を含む。採鉱現場の下流、または平均して風下に位置し、採鉱活動により影響を蒙ると思われる居住地も調査の対象とする。この調査の内容は次の通り。

- ・ 人口密度と特性（年齢、性別分布、少数民族グループ、および教育レベル）
- ・ 病率、死亡率（可能な場合には影響を蒙る当該地域からデータを収集し、不能な場合には当該自治体についてのデータを利用する）
- ・ 地域社会のライフスタイル、地域社会の現在のニーズと問題、現地の平和および秩序の状況、農業その他の生産性の水準、雇用（失業）データ、生計手段についての説明
- ・ プロジェクトにより直接影響を蒙る世帯数
- ・ 提案プロジェクトについての意識調査。プロジェクト活動により影響を蒙る住民とのインタビューによる（否定的な調査結果が出た場合にも、EMB が当該プロジェクトを必ずしも却下するとは限らない）。インタビューの質問事項の写を添付する。調査要件は次の通り。
  - ・ インタビューする住民の数は、当該地区レベルで影響を蒙る世帯の 10 ～ 25% の範囲とする。ただし、影響を蒙る住民の数が多の場合（5,000 人以上）には、このパーセントを引き下げてもよい。ただし、社会科学において代表可能と一般に認められる水準でなければならない。
  - ・ 実施した調査およびインタビューの結果を数字とパーセントで明示する。
  - ・ 調査した世帯の場所を地図により示し、調査が正当に全体を代表しているか否かを評価できるようにする。

### 3. 採鉱事業の環境影響

鉱山の開発、操業が環境に及ぼす影響を定量的、および定性的に説明する。特に取り上げるべき事項は次の通り。

#### 3.1 固体廃棄物とその土地への影響

- ・ 固体廃棄物の発生源（建設現場からの掘削土、露天掘り坑からの表土、尾鉱、廃棄物処分プラントからのスラッジ）
- ・ 起こり得る浸食、塵あい、洪水および地形の変化

#### 3.2 液体排出物とその地表水への影響

- ・ 排出源：処理水、その他の排出液、油の地表への流出
- ・ 鉱山の酸化排水の発生の可能性：発生源、発生量、濃度を検討する
- ・ 予想される鉱山排水の定量的（および可能な場合には定性的）説明：酸性度、チオ酸塩レベル、金属、プロセス試薬など（鉱石の化学分析に基づく）
- ・ シルトと地表水の汚染（地表流水、浸食、塵あい）
- ・ テーリング・ダム之余水路、上澄み水、排水路、氾濫または全壊による汚染
- ・ テーリング・ポンドその他関連の構造物の建設による水の流れ（水の利用の可能性）および排水パターンの変化
- ・ 地下水レベルの質への影響（切り出した岩の処分場からの浸出、廃水処理スラッジ；テーリング・ポンドからの浸出）

#### 3.3 大気への影響

- ・ 騒音：機器、爆破、粉砕の発生源レベル
- ・ 塵あい：プロジェクトの現場および新設道路
- ・ 気体汚染物質：爆破、ディーゼル・エンジンなどからの炭素、および二酸化窒素

#### 3.4 社会的影響

- ・ 住民の移住（影響を受ける世帯の数）
- ・ 水質汚染および水の利用の可能性の低下による穀物の収穫および漁獲量の減少の可能性

- ・ 交通拡大（鉱石および製品の輸送）による影響
- ・ 安全衛生への影響

#### 4. 軽減措置

EIS には、確認された悪影響を最小限にするために必要なすべての軽減措置を記載し、説明しなければならない。特に留意すべき事項は次の通り。

- ・ 再植林、造林計画により伐採地域を復旧し、浸食やシルト発生を防ぐ
- ・ 掘削および除去した土砂の堆積を管理し、塵あいやシルトの発生の問題（処分場地域の植物の成長など）を防止し、地形の変化の影響を緩和する
- ・ 使用済み化学物質（量と有毒性／有害性物質）の処理施設（処理工程、処理プラントの能力）および第二次廃棄物の発生と処分
- ・ 水処理プラントから出るスラッジの処分場（土壌および地下水の汚染防止）
- ・ 緊急時の計画（加工プラントの事故、すなわちテーリング・ポンドの氾濫またはダムの破損）
- ・ 塵あいを最小限にするための道路の保守

##### 4.1 社会経済的緩和措置

- ・ 影響を受ける（移住する）住民の補償
- ・ プロジェクト計画に関する情報キャンペーン、および会社と住民との間の話し合いについての計画
- ・ 労働環境
  - ・ 必要に応じた安全靴、安全帽、安全眼鏡、酸素吸入マスク、聴力保護器の提供などの従業員保護措置

#### 5. 廃棄

EIS には、次のものを含む廃坑の廃棄手続きの概略を示さなければならない。

- ・ 鉱山開発中のみならず、廃棄後にも発生する酸性排水の管理措置

- ・ 再植林、造林計画による復旧（鉱山操業中にも実施）

## 6. 監視

EIS には、ベースライン調査に取り上げられた調査項目（変数）を対象とする広範な監視計画を盛り込まなければならない。監視計画の策定には次の指針を利用することができる。

- ・ 一定した周期による試料採取
- ・ 試料採取はベースライン・データ調査と同じ場所、および排出物の排出ポイントで行い、許可要件に合致しているか否かをチェックする
- ・ 塵あいの試料は全体を代表するものでなければならない（粒子の大きさと成分を報告する）

監視計画には、鉱山作業者の安全の監視を盛り込むことが必要である。聴力検査を定期的に行い、尿検査、X 線検査も定期的の実施する。

可能な限り広範に、環境の質と放出物についての基準を EIS に盛り込むことが必要である。

## 参考文献と情報出所

Alcances, R.P.; Supetran, A.D.D. および Anderson, M.B. 著、1983 年 Environmental Impact Assessment - Handbook 出版元 Nat. Envir. Prot. Council, the Philippines.

Casalis および Goelzer 著、1989 年、Environmental Aspects of Selected Non-Ferrous Metal Ore Mining UNEP のテクニカル・ドラフト・ドキュメントで未刊行。

O'neil, P. 著、1985 年、Environmental Chemistry 出版元 George Allan & Unwin, London.

## その他の出所

- ・ EIA 審査委員会議事録
- ・ 鉱山プロジェクトに関する EIS 文書

このガイドラインは、初めに、EIA 審査委員会委員であるマーチン・ビジルスマ (Martin Bijlsma) が作成し、これを EMB の EIA 課長、アミー・ブリランテス (Amy Brillantes) が校閲、編集した。最終版には EIA 審査委員会の他の委員の意見と助言も反映されている。

## 港湾プロジェクトに関する環境影響評価報告書 (EIS)作成ガイドライン

### はじめに

フィリピンのプロジェクトはすべて、その実施に先立ち、環境管理局 (EMB) から環境規制遵守証明書 (ECC) を取得しなければならない。環境上危険なプロジェクト、または環境上危険な地域に立地するプロジェクトの場合、ECC は、プロジェクトの環境影響評価 (EIA) に基づいて交付される。

環境影響調査の結果は、環境影響評価報告書 (EIS) にまとめ、EMB に提出して、担当者ならびに EIA 審査委員会の審査を受ける。必要であれば、追加情報が提案者に求められる。ECC の交付は、これら審査グループの勧告に基づいて行われる。

おもにデータや情報の不足を原因とする ECC の申請手続きの遅れを回避し、プロジェクト提案者の EIS の作成を支援するため、EMB は、港湾の建設、運用に関するガイドラインを策定した。

原則として、EIS には、詳細のプロジェクトの内容とプロジェクト現場の現在の環境の説明を記載しなければならない。環境への短期的および長期的なあらゆる影響を確認し、それを軽減、または防止する緩和対策を記載することが求められる。このガイドラインでは、EIS で具体的にとりあげるべき要素および項目について説明する。

重大な環境上の影響を引き起こすことが確認されている港湾プロジェクトの側面および／もしくは港湾プロジェクトに対するかかる影響を除去、緩和する信頼性の高い方法の側面という重要問題をまず最初の指針として示し、EIS ではこれらの事項に十分に留意しなければならない。

## 1. 計画立案過程の段階

当該プロジェクトが、現在到達したその計画立案および設計の段階を完了したこと、あるいは検討中のプロジェクトは中間設計段階にあるのかを明記する。当該プロジェクトを進めるについて必要なプロジェクトの認可事項をすべて記載し、これらがすでに交付済みであるのか、現在申請中であるのか、あるいは未申請であるのかを記載する。このリストには、地方、州、国の認可事項および国際的な認可事項を含むものとする。

## 2. プロジェクトの概要書

プロジェクトの概要書には、当該プロジェクトの準備、建設、操業の各段階、およびプラントの予想使用期間について明記する。具体的には、次の事項をとりあげる。

- ・ 予定表に記載された現場の準備、建設の各種活動
- ・ プロジェクトの各段階について、予定されるコスト、従業員数、プロジェクトの各段階における従業員用の臨時および常設の住宅施設の用意
- ・ 給水、給水源と所要量、ならびに水処理および水処理施設。取り入れポイントとパイプラインの建設（ルート）を含む。
- ・ 燃料の貯蔵区域
- ・ 荷役施設
- ・ 排水システムおよび水処理プラント
- ・ 住居または支援施設の建設など関連プロジェクトの詳細
- ・ プロジェクトの各構成要素（たとえば防波堤、埠頭、貯蔵・荷役施設など）それぞれについての説明
- ・ 爆破、掘削、くい打ち、しゅんせつ、開拓／清掃、埋立など建設プロセスそれぞれについての明確な説明
- ・ あらゆる建設材料の供給源および廃棄・投棄現場などの位置
- ・ 全道路その他プロジェクトに付随する交通施設、および既存、新設道路の交通の流れに予想される変化

当該プラント施設、貯蔵処分区域、プロジェクトの現場に隣接する居住区域の全体を示す縮尺 1 万分の 1 の地図も用意する。

### 3. 重要問題

一般的な指針として、港湾開発の重要問題に含まれる可能性が高いのは、次の事項である。

- ・ 当該現場を望ましい現場として選択した理由、および実行可能な代案
- ・ 船舶、港湾施設、関連居住者から出る液体、固体廃棄物の管理の用意
- ・ 建設活動による、および港湾の操業による（船舶または沿岸を拠点とする廃物処理による）係船ドック、および停泊区域の水質の低下
- ・ 港湾構造のために潮流や風向きに変化が生じて発生する近隣の砂浜、および土地の侵食
- ・ 水路の狭さ、浅さまたは不十分な標識に起因する不十分な安全性
- ・ しゅんせつまたは保護用構造物の修理に関する、予想外に高コストの保守
- ・ しゅんせつ、爆破または盛り土が珊瑚礁、砂浜、漁場の生態に及ぼす悪影響

この重要問題のリストは、個々のプロジェクト、個々の現場に応じて拡充することが必要である。プロジェクトの提案者は、早期に専門家と協議して、この重要問題のリストを吟味の上作成しなければならない。

### 4. 現在の環境についての説明

プロジェクトの現場、周辺の土地利用、市町村などを示す、プロジェクト地域の一般的な地勢図（通常縮尺 5 万分の 1 が妥当）を用意する。この地図は、プロジェクトにより影響を蒙る可能性のある現在の環境（たとえば、関連する水域全体）を代表するのに十分な地域を包含するものでなければならない。

この節においては、現在の環境の全体的な概要と、当該計画の各側面によって影響を蒙る可能性のある物理、生態系の評価について説明する。その際、開発による潜在的な影響に曝される環境の重要な側面に焦点を絞る。その説明の対象は、プロジェクトにより影響を蒙る可能性のある生息環境、資源、地域社会に限定する。プロジェクトの影響と関係のない余分な説明は省く。この節では、プロジェクトの地域の重要な環境構造やプロセスについてプロジェクト提案者がどのように理解しているかを明らかにする。可能な場合には、図や写真も含める。プロジェクトの現場の説明の前に、プロジェクトが位置する地域の情勢について説明する。



プロジェクトを実施しない場合のプロジェクトの現場の将来

EIS では、当該プロジェクトを実施しない場合、プロジェクトの現場と周辺が将来どのようなになると予想されるかを併せて説明しておく。

## 5. 建設および操業の環境に与える影響

港湾の建設と操業が環境にどのような影響を与えるか、定量的および定性的に説明する。取り上げるべき具体的事項は次の通りであるが、EIS では、必要に応じ、このリスト以外の影響についても言及する。

### 5.1 沿岸の海洋生態への影響

- ・ 漁業資源の喪失
  - ・ 移転により
  - ・ ごみのしゅんせつにより
  - ・ 油の漏出により
  - ・ 港湾内における排出物により
- ・ 珊瑚などの損害
- ・ 漁業関係世帯の移転

### 5.2 沿岸の水循環に及ぼす影響

- ・ 付近の砂浜や沿岸地域の侵食
- ・ 付近の砂浜や沿岸地域への堆積

### 5.3 港湾内の衛生に及ぼす影響

- ・ 不衛生な、または許容不能な港湾環境
- ・ 船舶、港湾施設からの浮揚性排出物、油漏れ、汚水その他の排出物
- ・ 塵あい放出物

#### 5.4 行楽地、リゾートとしての砂浜の利用に及ぼす影響

- ・ 目に見える混濁または変色の増大
- ・ 海岸線でのシルト沈積
- ・ 目に見える浮遊性廃棄物
- ・ 海面または砂浜の油膜
- ・ 砂浜の水の病原体による汚染

#### 5.5 土地利用およびインフラに及ぼす影響

- ・ 村落や農地の移転
- ・ 都市化の増進
- ・ 交通の混雑と関連汚染
- ・ 港湾の活動による騒音の増大（とくに夜間）
- ・ 給水の需要、および液体・固体廃棄物処分の必要性

#### 5.6 健康および社会経済的側面に及ぼす影響

- ・ 危険物質の漏出、燃焼、爆発
- ・ 新しい住民にとって不適切な住宅
- ・ 作業員にとって不適切な給水および下水設備
- ・ スラム発生の可能性
- ・ 地価の変化

### 6. 緩和措置および環境管理計画

EIS には、確認されたあらゆる悪影響を除去、あるいは緩和するために必要なあらゆる緩和措置、および環境管理戦略を記載し、説明する。

その際、港湾の影響緩和戦略、および環境管理計画が成功するかどうかを EMB が評価できるよう十分詳細を説明するようにする。

後段に記載する監視計画の詳細を検討するに際しては、環境管理計画を監視計画の結果に対してどのように適応させていくかという点に留意することが必要である。監視の結果と

環境管理の結果とを所轄当局に報告する手続きを定めておくことが必要である。

確認されたすべての重要な環境に及ぼす影響について緩和措置と環境管理計画を用意しなければならない。その対象には次の項目を含むが、これらに限定されることはないものとする。

## 6.1 建設段階

- ・ 生息（生活）環境、および現在の人間活動をいたずらに混乱させないような設計と現場の選定
- ・ 現場の選定と設計は、陸水学的条件の変化により海岸線隣接地域に悪影響が生じないように配慮する
- ・ しゅんせつ／ごみ集積活動からの、および地表の流水によるシルトの沈積制御
  - ・ 開拓／清掃作業の最小化
  - ・ シルトのカーテン
  - ・ 一時的な築堤、排水だめ、沈澱池
  - ・ 利用可能な最善の技術
  - ・ 廃棄物の生産的利用
  - ・ ごみ集積所の現場の慎重な選択
  - ・ 集積および投棄の監督
- ・ 爆破作業の最小化
- ・ 産卵期、移動期の爆破の回避
- ・ 建設前と建設中に、潜水夫に海底の状態を調査させ、記録させる
- ・ 住民の立ち退き、および漁業・農業の生産にかかる移転先、およびその他の補償措置
- ・ 影響を蒙る可能性のある近隣の人々との話し合いや意志疎通
- ・ 作業員にとっての適切な住宅
- ・ 作業員にとっての適切な液体・固体廃棄物の処分施設
- ・ 建設による騒音および塵あい放出の制御
- ・ 建設用道路の舗装
- ・ 建設者と住民の接触の最小化

## 6.2 操業段階

- ・ 沿岸および船内で発生するすべての液体・固体廃棄物の収集と処分のための十分な用意をする。
- ・ 港湾に接近し、あるいは港湾に入る船舶からの廃棄物の投棄を禁止する。
- ・ 液体・固体廃棄物の収集に関する教育とその強制を維持する。
- ・ これら廃棄物処分の施設を維持するために、民間操業者および船舶に料金を課す必要性が生ずる可能性がある。
- ・ ごみ容器（ごみ置き場）を用意し、定期的に清掃する。
- ・ 危険な貨物の取扱いは認可を要すること。
- ・ 危険貨物の取扱いに関するリスクと非常時における対応能力をみきわめる。
- ・ 漏出した油の浄化、その他事故のための非常時における対応計画を策定する。
- ・ 燃料タンク、その他貯蔵タンクの周りには安全格納施設、または溢出防止措置を設計する。
- ・ 港湾に付随して発生する他の施設の開発に役立つ適切なインフラを当該プロジェクトの設計の一部として用意するために、土地利用計画の立案と管理が必要である。
- ・ 港湾開発の周辺に発生する土地占拠の動きに対する戦略が必要である。

## 6.3 緩和措置および環境管理計画の要約

緩和措置、およびその他の環境管理計画の各種の措置を通じて、環境を保護するというプロジェクト提案者の約束を要約し、列挙する。その書式は次の通り。

本提案者は、  
..... (確認済みの影響) に関し、  
..... を満たすため  
..... を実施する。

## 7. 廃棄

EIS には、開拓/清掃した、または汚染/破壊された現場の再緑化を含む廃棄計画の概要を記載しなければならない。

## 8. 監視

EIS には、EIS で確認された危険な重要な調査対象事項（変数）のすべてを監視する計画を記載しなければならない。すなわち、特に水質および廃棄物の処分。

EIS には、できる限り広範に、環境の質と放出物についての基準を盛り込む。

付属資料 A 次の事項は、現環境の構成要素として適切と考えられる事項である。

## 1. 地勢

- ・ 現在の土地利用状況
- ・ 野生動植物の調査：認められる動植物の種、相対的な数量、効用（商業上または美観上など）、および希少または危機に瀕した種か否かの別
- ・ 地質学的危険物、地震、地滑りの過去の発生経歴、および地震学的調査
- ・ プロジェクトの現場のカラー写真

## 2. 陸水学および水質

- ・ プロジェクトの現場および周辺の陸水学的調査：自然の排水パターン、季節による水の流れ、地下水面
- ・ 該当する場合には、地元住民による水の利用状況（かんがい、漁業など）
- ・ 主要な淡水水流に認められる水性有機体（植物プランクトン、動物プランクトン、底生生物、魚および水鳥）
- ・ 海水に認められる水性有機体（植物プランクトン、動物プランクトン、珊瑚、魚および水鳥）
- ・ 潮の混合状況および波のパターン、潮流、海水温度の水平、垂直プロフィール
- ・ 周囲の淡水、海水、地下水の水質の測定調査項目
- ・ 酸性度 (ph)、色、塩度
- ・ 温度、混濁および浮遊物質
- ・ 酸素、BOD、COD、CI レベル
- ・ シリカ、硫黄、りん酸塩、アンモニウム、硝酸塩、亜硝酸塩
- ・ 金属含有量レベル、重金属および希少金属など；ケイ素、アルミニウム、鉄、カルシウム、チタン、マグネシウム、ナトリウム、カリウム、水銀、鉛、銅、クロム、ヒ素、カドミウム、マンガン、セレン

## 3. 大気

- ・ プロジェクトの現場の周囲の騒音レベル
- ・ 周囲の硫黄、窒素酸化物、微粒子のレベル

#### 4. 気象データ

- ・ プロジェクト地域の気象全般についての説明
- ・ 気象データ（プロジェクトの現場または最も近い観測ステーションで収集したもの）。次のものを含む。
  - ・ 温度（月間平均）
  - ・ 降水量の月間平均、雨天日数
  - ・ 風（風配図に示した風の強さおよび方向の頻度分布）
  - ・ 自然災害、台風

データはすべて文章にまとめ、可能な限り図を添付する。

#### 5. 社会経済的状況の説明

EIS には、プロジェクトの現場に近接する地区、または居住地域の社会経済的プロフィールをも併せ記載する。その内容は次の通り。

- ・ 人口密度と特性（年齢、性別分布、少数民族グループおよび教育レベル）
- ・ 病率、死亡率（可能な場合にはその影響を直接蒙る当該地域からデータを収集し、不能な場合には当該自治体についてのデータを利用する）
- ・ 地域社会のライフスタイル、地域社会の現在のニーズと問題、現地の平和および秩序の状況、農業その他の生産性の水準（たとえば過去 5-20 年間の漁獲データ）、雇用（失業）データ、生計手段についての説明
- ・ 本プロジェクトにより直接影響を蒙る世帯数
- ・ 本プロジェクト活動により影響を蒙る住民に対するインタビューに基づく本提案プロジェクトについての意識調査。（たとえ否定的な調査結果が出た場合にも、EMB が当該プロジェクトを必ずしも却下するとは限らない）。インタビューの質問事項の写を添付する。調査要件は次の通り。
  - ・ インタビューする住民の数は、地区レベルで被影響世帯の 10 ~ 25% の範囲とする。ただし、影響を蒙る住民の数が多の場合（5,000 人以上）には、このパーセントを引き下げてもよいが、社会科学において全体を代表可能と一般に認められる水準でなければならない。
  - ・ 実施した調査およびインタビューの結果を数字とパーセントで表示する。

- ・ 調査した世帯の場所を地図に示し、調査が正当に全体を代表しているか否かを評価できるようにする。



## 工業プロジェクトに関するEIS作成ガイドライン

はじめに

フィリピンの工業プロジェクトはすべて、その実施に先立ち、環境管理局（EMI）から環境規制遵守証明書（ECC）を取得しなければならない。環境上危険なプロジェクト、または環境上危険な地域に立地するプロジェクトの場合、ECCは、プロジェクトの環境影響評価（EIA）に基づいて交付される。

環境影響調査の結果は、環境影響評価報告書（EIS）にまとめ、EMBに提出して、担当者ならびにEIA審査委員会の審査を受ける。必要な場合には、追加情報がその提案者に求められる。ECCの交付は、これら審査グループの勧告に基づいて行われる。

主にデータや情報の不足を原因とするECC申請手続きの遅れを回避し、プロジェクト提案者のEIS作成を支援するため、EMBは、石油化学プロジェクトの建設・操業に関するガイドラインを策定した。

原則として、EISには、プロジェクト内容の詳細とプロジェクトの現場の現在の環境の説明を記載しなければならない。環境に対する短期的および長期的なあらゆる影響を確認し、それを軽減または防止する緩和対策を記載することが求められる。このガイドラインでは、EISで具体的に取り上げるべき要素および項目について説明する。

## 0. プロジェクトの正当性

EIS には提案プロジェクトが必要とされる理由を明らかにする。プロジェクト位置の代替案についても説明する。

### 1. プロジェクトとプロセスの概要

EIS にはプロジェクトに関する次の内容を記載する。

- ・ プロジェクトのタイプ：全く新規のプラントの建設か既存のプラントの拡張/改修か
- ・ プラント、またはプロジェクトの予想耐用期間
- ・ 関連プロジェクト(埠頭、パイプライン、レーンなど) のリストとその説明
- ・ プロジェクトの各段階の活動を予定表に列挙し、各段階の予測コストと被雇用者数を記載する
- ・ プラントの全施設の位置を地図に示す (1 万分の 1) : プラント、貯蔵タンク、輸送ポイントとライン、住宅、事務所、廃棄物処理プラント、処分場などを表示する
- ・ プロジェクトの全段階についての作業員の住宅と衛生設備

EIS にはプロセスに関する次の内容を記載する。

- ・ プロセス概要：製油所のタイプ、製造工程、基礎化学品の反応と加工条件（温度、圧力、触媒など）、総括的な加工フロー・チャートを記載する
- ・ 日々の、および年々のプラント能力の数字：原材料、製品、副次品、その他加工用化学品、触媒および廃棄物の生産量/発生量とそのペース
- ・ 原材料、製品、加工化学品、触媒および固体・液体・気体廃棄物の仕様：組成、有毒性物質および有害性物質、および温度を明記する
- ・ 原材料、加工化学品、製品および副次品の輸送、取扱い、および貯蔵の方法（パイプライン、荷降ろしポイント、貯蔵タンク、容量ならびに輸送船/車両の数とその積載量）

### 2. 現在の環境についての説明

プロジェクト地域全体についての地勢図（縮尺 5 万分の 1）を用意し、プロジェクトの現

場、自然および人工の排水システム、居住地、人口密集地の位置、土地の用途などを明示する。

周囲の環境の質を分析する。プロジェクトの開発、および操業が環境の質に影響を及ぼす可能性のある場所において試料を採取する。採取ポイントとその場所を選んだ基準をリストに記載する。試料採取の日時と天候条件を報告する。試料の採取は、最低 2 回、必要に応じ乾期と雨期に実施する。各採取ポイントにおいてなるべく同じ日に採取するようにする。分析の方法およびその手法を明記しておく。分析結果は相対的な精度により明示する。

現在の環境についての説明に盛り込むべき項目は次の通りである。

## 2.1 地勢

- ・ 地形：説明書を縮尺 1 万分の 1 の地勢図により補完する。
- ・ 直接影響を蒙る地域の、現在の土地の用途
- ・ 土壌の種類と特徴
- ・ 野生動植物：認められる動植物の種、特定種の相対的数量、商業上、美観上の価値、認められる希少な種、または危機に瀕している種
- ・ 過去のデータに基づく、地震、地滑りなどの発生による地質学的危険
- ・ プロジェクトの現場のカラー写真

## 2.2 陸水学および水質

- ・ プロジェクトの現場および周辺の陸水学的調査：自然の排水パターン、季節毎の水流量、帯水層、地下水面
- ・ 潮の混合状況および波のパターン、潮流、海水温度の水平、垂直プロフィール
- ・ 淡水および海水の流れる水域、および停滞している水域に認められる水性有機体
- ・ 該当する場合には、地元住民による湧き水、井戸、ならびに淡水、および海水の利用状況（飲料水、水浴、洗濯、かんがい、漁業、レクリエーションなど）
- ・ 影響を蒙る可能性のある淡水および海水の水域を対象とした、周辺の地表水の水質の測定（調査項目については下記リスト参照）
- ・ 河川および海洋沈澱物の化学的、物理的、鉱物学的分析
- ・ 周辺の地下水の水質の測定（調査項目については下記リスト参照）

調査項目は次の通り

- ・ 温度、色、混濁
- ・ 酸性度 (pH)
- ・ COD、BOD、融解酸素、および浮遊物質のレベル
- ・ プラントにおいて使用される、または原材料、製品、副次品、加工化学品または触媒に含まれている希少金属、重金属のレベル
- ・ 一般に存在する腐敗しない有機物質、および石油製物質（炭化水素、フェノールその他安息化性物質）のレベル

### 2.3 大気

- ・ 騒音レベル：プロジェクトの現場、およびプラントの建設、操業活動により影響を蒙る可能性のある周辺居住地近くの場所の双方における騒音レベル
- ・ 製油所／プラントの数個の工程で使用される、または発生する酸化硫黄、窒素酸化物、微粒子、および主なる揮発性炭化水素のレベル

### 2.4 気象データ

- ・ プロジェクト地域の気象全般についての説明
- ・ プロジェクトの現場、および近くの観測ステーションにおいて収集した気象データ。次のものを含む。

温度（月間平均、最高、最低）

降雨（降水量、雨天日数）

風（風の強さ、および方向）

- ・ 台風発生に関するデータ

データは図示し、簡潔な文章により補完することが望ましい。

### 2.5 社会経済的調査

EIS には、プロジェクトの現場に隣接する居住地についての社会経済的調査を盛り込む。当該現場の下流、および平均して風下に位置し、プロジェクトにより影響を蒙る可能性の

ある居住地も対象に含める。調査の内容は次の通り。

- ・ 人口密度と特性（年齢、性別分布、少数民族グループ、および教育レベル）
- ・ 病率、死亡率（可能な場合には影響を蒙る当該地域からデータを収集し、もし不能の場合には当該自治体についてのデータを利用する）
- ・ 地域社会のライフスタイル、地域社会の現在のニーズと問題、現地の平和および秩序の状況、農業その他の生産性の水準、雇用（失業）データ、生計手段についての説明。
- ・ プロジェクトに直接影響を受ける世帯数
- ・ プロジェクト活動により影響を蒙る住民へのインタビューに基づく当該提案プロジェクトについての意識調査。（否定的な調査結果が出た場合にも、EMB が当該プロジェクトを必ずしも却下するとは限らない）。インタビューの質問の写を添付する。調査要件は次の通り。
  - ・ インタビューする住民の数は、当該地区レベルで被影響世帯の 10 ～ 25% の範囲とする。ただし、影響を蒙る住民の数が多の場合（5,000 人以上の場合）には、この比率を引き下げてもよいが、社会科学的にみて全体を代表すると一般に認められる水準でなければならない。
  - ・ 実施した調査、およびインタビューの結果を数字とパーセントで表示する。
  - ・ 調査した世帯の場所を地図に示し、調査が正当に全体を代表しているかを評価しうるようにする。

## 2.6 プロジェクトを実施しない場合のプロジェクトの現場の将来

EIS では、当該石油化学プロジェクトを実施しない場合、プロジェクトの現場とその周辺が将来どのようなようになるかを説明しておく。

## 3. 開発および建設の環境に及ぼす影響

直接、間接を問わず、環境への有利、および不利な影響をすべて確認し、可能な限り定量化する（量、組成）。固体廃棄物、排出液、気体放出物の発生源を列挙する。

EIS には、事故による有毒な／有害な液体または気体の放出、爆発、火災など、プラントの操業中の事故発生の可能性を説明する。

EIS にはその影響および次のその他の項目について、特に注意を払わなければならない。

### 3.1 固体廃棄物と土地への影響

- ・ プラント建設中、および建設後の土砂の除去による侵食、および洪水の問題
- ・ 影響を受ける植物および野生生物
- ・ タンク底、脱塩装置、および排出液処理システムからのスラッジによる固体廃棄物の処分；事故による石油、その他化学品の漏出により汚染された土壌；使用済み触媒；タンクの錆

### 3.2 液体廃棄物と地表水および地下水への影響

- ・ 地表流水、侵食、ダスト発生の増加による淡水、および海水の地表流水のシルト沈積、沈澱、および混濁度の上昇
- ・ 小規模および大規模事故、漏出、パイプラインの破断、豪雨または嵐の際の池の氾濫、油に汚染された表土の流出、欠陥のある、あるいは不十分な処理施設などによる水汚染など
- ・ 事故による石油その他石油化学品の浸出、および固体廃棄物処分場からの漏出による地下水の汚染
- ・ 処分または排出されるすべての液体、非液体排出物の発生源について、成分、酸性度、温度、発生量／ペースを記載する

### 3.3 放出物と大気の質

- ・ 建設活動全般と交通量の増大による騒音レベル
- ・ プロジェクトの現場および周辺道路での塵あいと高レベルの微粒子の発生
- ・ 酸化硫黄、窒素酸化物、揮発性炭化水素（強い臭気のある有毒／有害物質）の放出

### 3.4 社会経済的影響

プロジェクトの現場周辺の住民、および現場で作業する作業員に対する、当該プロジェクトに基づく将来考えられる影響について、安全性の面から説明する。

## 住民への影響

EIS では当該プロジェクトの社会的影響について十分に説明しなければならない。その際、潜在的利益（雇用、経済活動の拡大）、悪影響（農地の喪失、地表水に基づく汚染による漁獲量減少）および地元住民の生活への影響を説明する。

## プラントの現場

- ・ プラント建設中の作業員用衛生設備や住宅施設が適切でないための不衛生な状態
- ・ 危険な作業条件や雇用者の安全規則違反によるプラント建設および操業中の事故

## 4. 緩和措置、処理施設

EIS には、液体、固体、気体のすべての廃棄物について処理および処分手続きを記載しなければならない。必要とされるすべての緩和措置を列挙し、その実施法、操業プラン、およびコストについて説明する。エンジニアリング（施工）計画の設計および仕様も併せて用意する。

プラント操業中の大規模、小規模事故、および事故による化学物質の漏出、放出に対する非常時計画も用意しておかなければならない。

次の事項について特に注意することが必要である。

### 4.1 土地および土壌の質

- ・ 植物および農地への不必要な影響を防止するための緩和措置
- ・ 固体廃棄物、スラッジ、有害／有毒廃棄物の処理・処分。処分場の位置および準備の各種代替案について説明する。

### 4.2 水質

## 5. 監視計画

EIS には、環境の質に対するプロジェクトの影響の程度を判断できるよう、詳細な監視計画を盛り込まなければならない。監視計画の内容は次の通り。

- ・ 試料採取の頻度と場所および測定する項目（変数）を記載する。試料採取は、また排出または放出地点で行い、その要件に合致しているかを確認する。ベースライン調査により測定した変数を同じ試料採取地点で同じ分析方法により監視する。
- ・ EMB（旧 NEPC）の環境の質と放出物に関する基準を参考基準とする。

## 6. 廃棄

EIS には、プラントの予想耐用期間終了後におけるプロジェクトの現場の廃棄／復旧計画を明記しておかななければならない。処分場の現場など、汚染され、かつ迷惑を蒙ったプロジェクト地域の処理と復旧のための計画を盛り込んでおく。



## 農産物加工プロジェクトに関するEIS作成ガイドライン

はじめに

フィリピンのプロジェクトはすべて、その実施に先立ち、環境管理局（EMI）から環境規制遵守証明書（ECC）を取得しなければならない。この義務は、大統領令第 1586 号に定められ、フィリピン環境影響評価報告制度ともいわれている。

環境上危険なプロジェクト、または環境上危険な地域に立地するプロジェクトの場合、ECC は、当該プロジェクトの環境影響評価（EIA）に基づいて交付される。農産物加工プロジェクトの影響調査の結果は、プロジェクト概要書（PD）の書式により報告する。

おもにデータや情報の不足に起因する ECC 申請手続きの処理の遅れを回避し、プロジェクト提案者の PD 作成作業を支援するため、EMB は、農産物加工プロジェクトに関する範囲設定のガイドラインを策定した。

原則として、PD には、プロジェクト内容の詳細と、プロジェクトの現場の現在の環境状況の説明を記載しなければならない。環境に対する短期的および長期的なあらゆる影響を確認し、それを軽減または防止する緩和対策を箇条書きで記載することが求められる。このガイドラインでは、PD で具体的に取り上げるべき変数および項目について説明する。

プロジェクトの最も重要な側面の 1 つは、現場の選定である。適正な現場を選択すれば、プロジェクトの悪影響の多くを排除、または緩和することが可能である。しかし実際には、サイトは事前に決定済みであることが多く、代替案は用意されていない。したがって、プロジェクト提案者は、提案サイトが環境面からみて最善の選択であるかどうか、そうでない場合には、影響に対処するのに緩和措置は十分であるか、環境管理計画は十分であるかを見極めなければならない。

## 1. 計画立案過程の段階

これは、プロジェクトがその計画立案・設計過程のどの段階にあるのか、ということである。プロジェクトの設計は完了しているのか、あるいはプロジェクトは実施可能性の調査または建設段階にあるのかを明記する。プロジェクトを進めるのに必要なプロジェクトの認可が、すでに交付済みであるのか、現在申請中であるのか、未申請であるのかを問わず、すべてその旨記載する。さらにプロジェクトの提案者は、プロジェクトの現場がすでに決定されているかどうかを明記し、その選択の妥当性について説明する。

## 2. プロジェクトの概要書

プロジェクトの概要書には、準備、建設、操業段階について明記する。取り上げるべき具体的事項は次の通り。

- ・ プロジェクトの目的
- ・ 代替の現場を含む現場の選定
- ・ プロジェクトの地域の規模（ヘクタール数）、および年間の生産ペース（年間キログラム、穀物袋数など）
- ・ 原材料、量、供給源
- ・ プロジェクトの見積コスト、人員数、主要機器
- ・ 現場の選定と建設活動、予定表に掲載
- ・ 過程のフローチャートを含む過程の詳細な説明
- ・ 周辺のカラー写真、説明付きのプロジェクトの現場
- ・ 使用する化学薬品（防腐剤、消毒剤など）の名称、成分、用途および量
- ・ 該当するものがあれば、汚染制御施設の説明（廃水処理プラント、フィルターバッグなど）

## 3. 現在の環境についての説明

周辺地図（縮尺 1 万分の 1）と地形図（縮尺 5 万分の 1）を用意し、プロジェクトの現場、周辺の土地の用途、地区、市町村自治体などを明示する。この地図は、プロジェクトにより影響を蒙る可能性のある現在の環境を代表するのに十分な地域を包含するものでなければならない。

この節には、現在の環境の全体的な概要と、当該提案プロジェクトによって影響を蒙る可能性のある物理的ならびに生態系の評価を明示する。その際、開発による潜在的な影響に曝される環境の重要側面に焦点を絞る。説明の対象は、プロジェクトにより影響を蒙る可能性のある生息環境、資源、地域社会に限定する。プロジェクトの影響と関係のない余分な説明は削除する。この節では、プロジェクトの地域の重要な環境構造や過程についてプロジェクトの提案者がどのように理解しているかを明らかにする必要がある。

廃水の排出される既存の水域（河川湖沼など）の名称、利用状況、質を確認する。水質について測定すべき項目（変数）には次のものを含むが、これらに限定されることはない。生物学的酸素要求量（BOD）、融解酸素（DO）、化学的酸素要求量（COD）、総浮遊物質（TSP）、総融解物質（TDS）、pH、温度、色。試料採取ポイントの位置を周辺地図に示し、採取日時と天候条件を明記する。

#### プロジェクトを実施しない場合のプロジェクトの現場の将来

EIS では、当該プロジェクトを実施しない場合、プロジェクトの現場と周辺が将来どのようになると予想されるのかを説明しておく必要がある。

#### 4. 建設および操業の環境に及ぼす影響

当該提案プロジェクトにより発生すると予想されるプラス、マイナスの影響を確認し、評価する。提案プロジェクトの設計、現場、技術、操業などの各種代替案を環境への影響の可能性という点から体系的に比較する。たとえば、輸入技術や原材料の代わりに国産技術や原材料を使用する可能性、あるいは別の現場ではなく、その現場を選択する理由などを説明する。

プロジェクトの建設段階、および操業段階の環境に及ぼす影響として十分に説明しなければならない事項は次の通り。

##### 4.1 現場の他の用途への影響

- ・ 住宅／商業
- ・ レクリエーション

#### 4.2 廃水の排水される水域の水質に対する影響

- ・ BOD および TSP を含む物理的、化学的、生物学的性質の低下
- ・ 水中の生息環境の破壊/劣化

#### 4.3 プロジェクトの現場および周辺の大気の影響

#### 4.4 騒音および臭気による汚染

#### 4.5 社会経済的影響

- ・ 労働災害/健康上のリスク
- ・ 住民の立ち退き/住み替え
- ・ 生息環境の劣化にともなう魚類およびその水生生物の質および量の低下
- ・ 従来のライフスタイル、資源利用パターン、家計の生計の崩壊

#### 4.6 固体廃棄物の収集と処分

### 5. 緩和措置および環境管理計画

プロジェクトの環境管理計画は、悪影響を許容可能なレベルにまで排除、または軽減するためにプロジェクトの実施、および操業期間中に講ずる一連の緩和措置、ならびにこれを実施するために必要な活動をその内容とする。緩和することができずに残る影響がある場合には、それを確認する。また、プロジェクトのいずれかの活動、または構成要素が現在の環境を改善強化することになる場合には、それについても説明する。

プロジェクト提案者によるプロジェクト実施の決定、および資金提供機関によるプロジェクト支援の決定は、部分的には、当該環境管理計画が効果的に実施されることを前提としている。したがって、環境管理計画をプロジェクト全体の計画立案、設計、予算編成、実施過程に組み入れることが肝要である。

環境管理計画の作成に際して、プロジェクト提案者とその環境評価チームは、予想される悪影響に対して必要な対応策を確認し、その対応策を効果的に、かつ時宜をえて実施するための要件を決定する。当該チームはこの要件を充足するための手段も明らかにする。

環境管理計画が成功するものかどうかを EMB が評価できるよう十分詳細に説明する。計画書には次の項目を含める。

- a. それぞれの緩和措置の説明と技術の詳細 — 関連する影響の種類、必要とされるとき  
の条件（常時か、非常事態の発生時か、など）、ならびに事情に応じて、設計、設備、  
および操業手続き
- b. 制度的措置 — 操業、監督、実施の強制およびその監視、是正措置、資金調達、報告、  
従業員の訓練など、環境管理計画の実施に向けた各種職責の割当
- c. プロジェクトの一部として実施しなければならない各種措置の実施スケジュール —  
段階区分、および全体のプロジェクトの実施計画との調整方法を明示する
- d. 各緩和措置が必要となるときの条件を検知し、緩和措置の進展と結果について情報を  
提供する監視および報告手続き
- c. 環境管理計画実施のための初期投資と経常費用双方のコスト見積と資金の源泉をプロ  
ジェクト全体のコストに組み入れる。

後段に記載する監視計画の詳細を検討するに際しては、環境管理計画を監視計画の結果に  
対してどのように適応させていくかという点に留意する必要がある。監視の結果と環境管  
理の結果とを所轄当局に報告する手続きを定めておくべきである。

確認された重要な環境に及ぼす影響のすべてについて、緩和措置と環境管理計画を用意し  
なければならない。その対象には次の事項を含むが、これらに限定されることはない。

## 5.1 建設段階

- ・ 生息（生活）環境および現在の人間活動をいたずらに混乱させないような適正な現場  
の選定とプロジェクトの操業
- ・ 建設活動時の雇用における地元優先主義
- ・ 住民の立ち退きに対する移転先その他の補償措置
- ・ 影響を蒙る可能性のある地域社会の人々との話し合いや意思疎通

## 5.2 操業段階

- ・ 水域へ排出する前の廃水処理
- ・ あらゆる固体廃棄物の収集と処分
- ・ 適切な大気汚染制御施設の用意
- ・ 労働安全衛生対策
- ・ 地元優先の雇用

## 6. 監視

PD には、PD で確認したすべての重要な変数について監視する計画を含めなければならない。その対象には次のものを含むが、これらに限定されることはない。

- ・ 廃水の水質
- ・ 排水される水域の水質
- ・ 大気の質（放出源とその周囲）

監視計画の実施については、EMB ならびに DENR 地域環境管理・保護地域セクタと調整のうえ、当該プロジェクト提案者が責任を負う。上記両機関は、専門技術知識、施設、および機器の面でプロジェクト提案者を支援することができる。

付属資料 A. 下記は、現環境の構成要素として関連すると思われる事項である。

1. 地勢

- ・ 現在の土地の利用状況
- ・ 野生動植物の調査：認められる動植物の種、および希少または危機に瀕した種か否かの別

2. 陸水学および水質

- ・ 該当する場合は、地元住民による水の利用（漁業、レクリエーションなど）

3. 周囲の大気の状態、総浮遊物質、2 酸化硫黄などの変数

4. 社会経済的状況の説明

PD には、プロジェクトの現場に近接する地区、または居住地域の社会経済的プロフィールを含む。その内容は次の通り。

- ・ 人口密度と特性（年齢、性別分布、）
- ・ 死亡率
- ・ 現地の平和および秩序の状況についての説明
- ・ プロジェクトにより直接影響を蒙る世帯数

## 養魚池開発プロジェクトに関するD I S作成ガイドライン

はじめに

フィリピンのプロジェクトはすべて、その実施に先立ち、環境管理局（EMI）から環境規制遵守証明書（ECC）を取得しなければならない。この義務は、大統領令第 1586 号に定められ、フィリピン環境影響評価報告制度ともいわれている。

環境上危険なプロジェクト、または環境上危険な地域に立地するプロジェクトの場合、ECC は、プロジェクトの環境影響評価（EIA）に基づいて交付される。

養魚池開発プロジェクトの影響調査の結果は、25 ヘクタール以下のプロジェクトの場合にはプロジェクト概要書（PD）の書式にて、25 ヘクタール超のプロジェクトの場合には環境影響評価報告書（EIS）にて報告する。

おもにデータや情報の不足に起因する ECC 申請手続きの処理の遅れを回避し、プロジェクト提案者の PD/EIS 作成を支援するため、EMB は、養魚池開発プロジェクトに関する範囲設定のガイドラインを策定した。

原則として、PD/EIS には、プロジェクト内容の詳細とプロジェクトの現場の現在の環境の説明を記載しなければならない。環境に対する短期的および長期的なあらゆる影響を確認し、それを軽減、または防止する緩和対策を掲載することが求められる。このガイドラインでは、PD/EIS で具体的に取り上げるべき変数、および項目について説明する。

プロジェクトの最も重要な側面の 1 つは、現場の選定である。妥当な現場を選択すれば、プロジェクトの悪影響の多くを排除、または緩和することが可能である。しかし実際には、現場はすでに決定済みであることが多く、代替案は用意されていない。したがって、プロジェクト提案者は、提案する現場が環境面からみて最善の選択であるかどうか、そうでない場合には、影響に対処するについて、その緩和措置および環境管理計画は十分であるかを決定しなければならない。



## 1. 計画立案過程の段階

これは、プロジェクトがその計画立案・設計過程のどの段階にあるのか、ということである。プロジェクトの設計は完了しているのか、あるいはプロジェクトは実施可能性の調査段階、または建設段階にあるのかを明記する。プロジェクトを進めるのに必要なプロジェクトの認可をすべて簡条書きで記載し、すでに認可取得済みであるのか、現在申請中なのか、未申請なのかを記載する。

## 2. プロジェクトの概要書

プロジェクトの概要書には、準備、建設、および操業段階について明記する。具体的に取り上げるべき事項は次の通り。

- ・ 代替の現場を含む現場の選定
- ・ プロジェクトの目的
- ・ プロジェクトの規模（ヘクタール数）および年間生産量（年間漁獲量キログラム）
- ・ プロジェクトのコストの見積り
- ・ 現場の準備、建設活動を予定表に記載する
- ・ 養魚池のレイアウト
- ・ カラー写真の説明付きのプロジェクトの現場および周辺の説明
- ・ 給水、水源および所要量
- ・ 養魚池用水源の水質および／もしくは廃水の排出される水域の水質 — 測定変数には pH、TSS、BOD、および色を含むがこれらに限定されることはない。

## 3. 現在の環境についての説明

周辺地図（縮尺 1 万分の 1）と地形図（縮尺 5 万分の 1）を用意し、プロジェクトの現場、周辺の土地の用途、地区、市町村自治体などを表示する。この地図は、プロジェクトにより影響を蒙る可能性のある現環境を代表するのに十分な地域を包含するものでなければならない。

この節には、現在の環境の全体的な概要と、当該プロジェクト計画によって影響を蒙る可能性のある物理的生態系の評価を表示する。その際、開発による潜在的な影響に曝される

環境の重要側面に焦点を絞る。説明の対象は、プロジェクトにより影響を蒙る可能性のある生息環境、資源、地域社会に限定する。プロジェクトの影響と関係のない余分な説明は削除する。この節では、プロジェクトの地域の重要な環境構造や過程について、プロジェクトの提案者がどのように理解しているかを明らかにする必要がある。

#### プロジェクトを実施しない場合のプロジェクトの現場の将来

EIS では、当該プロジェクトを実施しない場合、プロジェクトの現場と周辺が将来どのようなになると予想されるかを説明しておくべきである。

#### 4. 建設および操業の環境に及ぼす影響

提案プロジェクトにより発生すると予想されるプラス、マイナスの影響を確認し、評価する。提案プロジェクトの設計、現場、技術、操業などの各種代替案を環境への影響の可能性という点から体系的に比較する。たとえば、手つかずの生態系（マングローブの沼沢地）を養魚池に変えるのではなくて、その自然の生産性を生かせるような道を探る代替策を評価する。

この節で詳細に説明すべき事項は次の通り。

##### 4.1 地元の水の循環への影響

- ・ 天然の水路の遮断による洪水
- ・ 利用可能な地表水、地下水の喪失
- ・ 養魚池の排水、塩水の浸入などによる地表水、地下水の水質の低下
- ・ 排水路、放水路その他施設の建設による自然の排水パターンの崩壊

##### 4.2 沿岸の海洋生態への影響

- ・ 沼沢、マングローブ林、低湿地など生息環境の破壊／喪失
- ・ 魚類その他海洋生物の産卵場所の消失

#### 4.3 現場の他の用途に対する影響

- ・ レクリエーション／砂浜の利用
- ・ 農業生産
- ・ 水路／航路

#### 4.4 水域の水質への影響

- ・ 混濁または変色の増大
- ・ 病原体による汚染

#### 4.5 社会経済的影響

- ・ 労働災害／健康リスク
- ・ 衛生上および病原媒介昆虫による疾病の危険
- ・ 影響を蒙る世帯の立ち退き／住み替え
- ・ 水中生息環境の破壊、または劣化による魚の質の低下と量の減少
- ・ 従来のライフスタイル、資源利用パターン、家計の生計の崩壊

### 5. 緩和措置および環境管理計画

確認された重要なすべての環境に及ぼす影響について、その緩和措置および環境管理計画を記載することが必要である。これらには次の事項が含まれるが、これらに限定されることはない。

プロジェクトの環境管理計画は、悪影響を許容可能なレベルにまで排除または軽減するために、プロジェクトの実施および操業期間中に講ずる一連の緩和措置、ならびにこれを実施するために必要な活動をその内容とする。緩和することができずに残る影響がある場合には、それを確認する。また、プロジェクトのいずれかの活動または構成要素が現在の環境を改善、強化することになる場合には、それについても説明する。

プロジェクト提案者によるプロジェクト実施の決定および資金提供機関によるプロジェクト支援の決定は、部分的には、環境管理計画が効果的に実施されることを前提としている。したがって、環境管理計画を当該プロジェクト全体の計画立案、設計、予算編成、実施過

程に組み入れることが肝要である。

環境管理計画の作成に際して、プロジェクト提案者とその環境評価チームは、予想される悪影響に対して必要な対応策を確認し、その対応策を効果的に、かつ時宜をえて実施するための要件を決定する。この要件を充足するための手段をも明らかにする。

環境管理計画が成功するものかどうかを EMB が評価できるよう十分詳細に説明する。計画には次のものを含める。

- a. 各緩和措置の説明と技術の詳細 — 関連する影響の種類、必要とされる時の条件（常時か、あるいは特定事態の発生時か、など）、および事情に応じて設計、設備、作業手続き
- b. 制度的措置 — 作業、監督、実施の強制と監視、是正措置、資金調達、報告、職員の訓練など、環境管理計画の実施に向けた各種職責の割当
- c. プロジェクトの一部として実施しなければならない各種措置の実施スケジュール — 段階区分、および全体のプロジェクト実施計画との調整を表示する
- d. 各緩和措置が必要となる場合の条件を検知し、緩和措置の進展と結果について情報を提供するための監視および報告手続き
- e. 環境管理計画実施のための初期投資と経常費用双方のコスト見積とその資金源泉をプロジェクト全体のコストに組み入れる

後段に記載する監視計画の詳細を検討するに際しては、環境管理計画を監視計画の結果に対してどのように適応させていくかという点に留意する必要がある。監視の結果と環境管理の結果を所轄当局に報告する手続きを定めておくべきである。

確認された重要な、環境に及ぼす影響のすべてについて、その緩和措置と環境管理計画を記載しなければならない。その対象には次の事項を含むが、これらに限定されることはない。

## 5.1 建設段階

- ・ 生息（生活）環境、および現在の人間活動をいたずらに混乱させないような妥当な現場の選定とプロジェクトの操業
- ・ しゅんせつ／ごみ集積活動、乾期の養魚池建設に伴うシルト沈積および土壌侵食の制御対策
- ・ 雇用その他、所得発生活動面における地元住民の優先
- ・ 住民の立ち退きや、漁業／農業の生産に対する移転先、その他の補償措置
- ・ 影響を受ける可能性のある地域社会の人々との話し合いや意志疎通

## 5.2 操業段階

- ・ 外国産魚種に対する国産魚種の優先
- ・ 水域へ排出する前の廃水処理（pH の調整、ため池）
- ・ しゅんせつ収集物、プローン／魚のエサなどあらゆる固体廃棄物の収集と処分
- ・ 雇用その他、所得発生活動面における地元住民の優先

## 6. 監視

PD/EIS には、PD/EIS で確認されたすべての重要な変数について監視する計画を含めなければならない。その対象には次のものを含むが、これらに限定されることはない。

- ・ 養魚地廃水の水質
- ・ プロジェクトの陸水学的影響
- ・ 地元の漁業への影響
- ・ 水に媒介される疾病、または養魚地建設に起因する疾病

監視計画の実施については、EMB ならびに DENR 地域環境管理・保護地域セクターと調整のうえ、当該プロジェクト提案者が責任を負う。上記両機関は、専門技術知識、施設、設備の面でプロジェクト提案者に支援することができる。

付属資料 A. 次の事項は、現環境の構成要素として適切と認められる事項である。

### 1. 地勢

- ・ 現在の土地の利用状況
- ・ 野生動植物の調査：認められる動植物の種、相対的な数量、効用（商業上または美観上など）、および希少または危機に瀕した種か否かの別

### 2. 陸水学および水質

- ・ 該当する場合には、地元住民による水の利用（漁業、レクリエーションなど）
- ・ 付近の淡水、海水、地下水の水質測定、調査変数は次のものを含む。
  - ・ 酸性度（pH）、色、塩度
  - ・ 温度、混濁、浮遊物質
  - ・ 酸素、BOD、COD および CI レベル

### 3. 社会経済的状況の説明

PD/EIS には、プロジェクトの現場に近接する地区または居住地域の社会経済的プロフィールを含む。その内容は次の通り。

- ・ 人口密度とその特性（年齢、性別分布）
- ・ 死亡率
- ・ 現地の平和および秩序の状況についての説明
- ・ プロジェクトにより直接影響を蒙る世帯数
- ・ EIS の場合、プロジェクト活動により影響を蒙る人々へのインタビューをもとにした、提案プロジェクトについての意識調査。EMB 作成の意識調査ガイドがプロジェクト提案者用に用意されている。